

令和5年度肝疾患相談・支援センター関係者向け研修会

令和6年3月2日

# 肝炎総合対策について



がん・疾病対策課 肝炎対策推進室

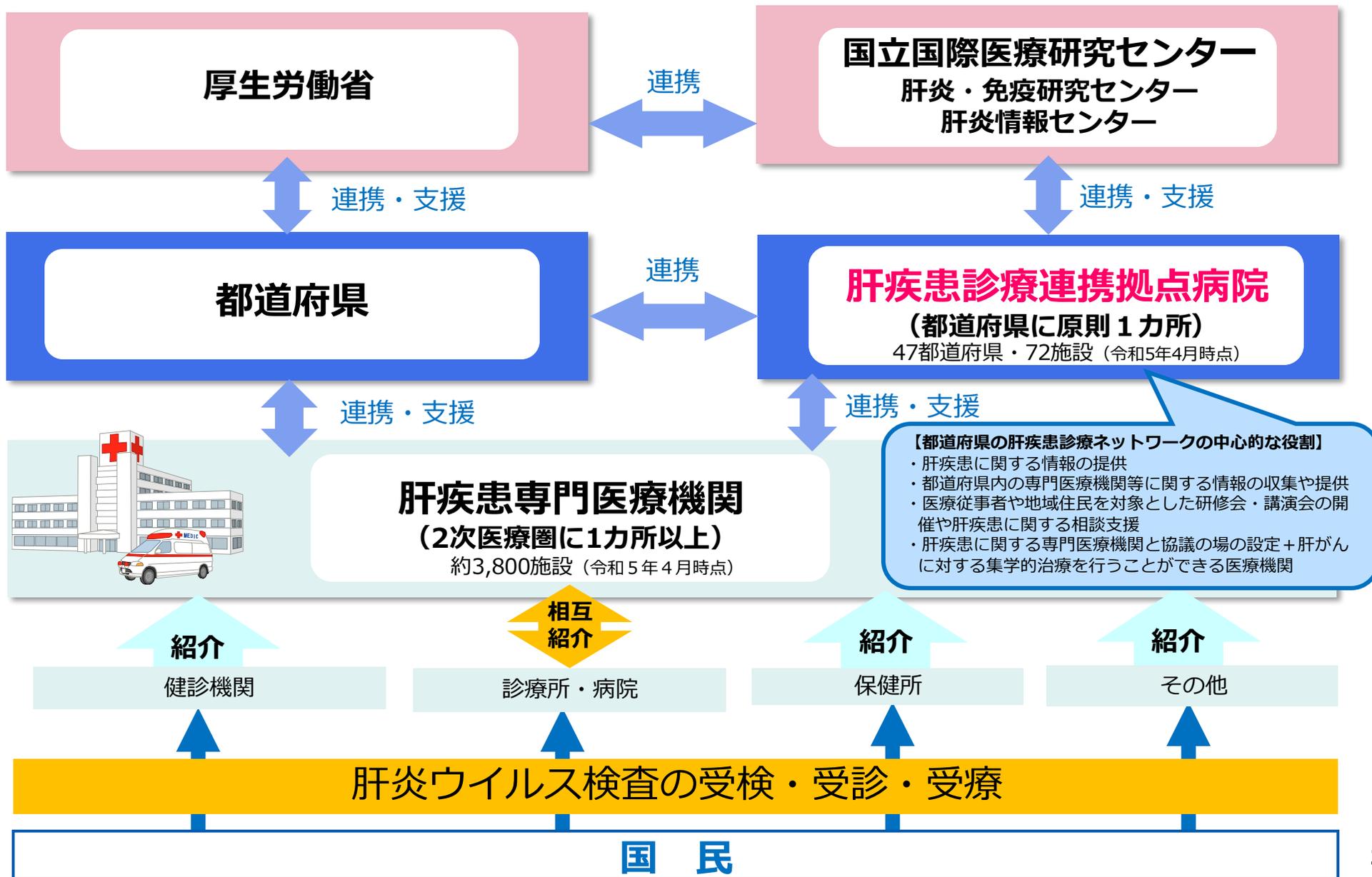
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 肝疾患診療体制	p.2
2. 肝炎対策の概要	p.6
3. 肝疾患治療の促進	p.11
4. 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進	p.18
5. 肝炎ウイルスの感染予防	p.26
6. 肝炎コーディネーターについて	p.29
7. 普及啓発	p.35
8. 研究開発	p.43
9. 特別措置法等について	p.46

# 1. 肝疾患診療連携体制



# 肝炎対策における肝疾患診療連携拠点病院の位置付け



# 支援体制の整備について

【平成29年3月31日 肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援体制の整備について】

**拠点病院**は、専門医療機関の条件アからウを満たした上で、肝炎を中心とする肝疾患に関する以下の機能を有し、都道府県の中で肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関とする。地域の実情に応じ、一カ所以上選定するものとするが、複数の拠点病院を選定した都道府県においては、適切な連携等により、全体として、下記機能が果たされるようにする。

- ア 肝炎医療に関する情報の提供
- イ 都道府県内の専門医療機関等に関する情報の収集や提供
- ウ 医療従事者を対象とした研修や情報提供の実施
- エ 肝炎患者やその家族、地域住民等に対する講演会の開催や相談等による支援**
- オ 専門医療機関等との協議の実施

また、アからオのほか、肝がんに対する集学的治療が実施可能な体制が必要である。

【平成31年3月27日 肝炎患者等支援対策事業実施要項】

都道府県は、都道府県が指定する拠点病院において、**肝疾患相談・支援センター**を設置するものとする。同センターには相談員（医師、看護師等）を設置し、患者、キャリア及び家族等からの相談等に対応するほか、肝炎に関する情報の収集等を行うものとする。また、保健師や栄養士による、食事や運動等の日常生活に関する生活指導や情報提供を適宜行うものとする。また、本事業及び「肝炎情報センター戦略的強化事業委託費実施要綱」の3.（1）のオからケに定める事業（以下「研修等事業」という。）に関し、肝炎対策支援事業実施計画に応じ、適切な支援等の活動を行う。

# 肝疾患患者相談支援システムについて

## ■ 政策、制度概要

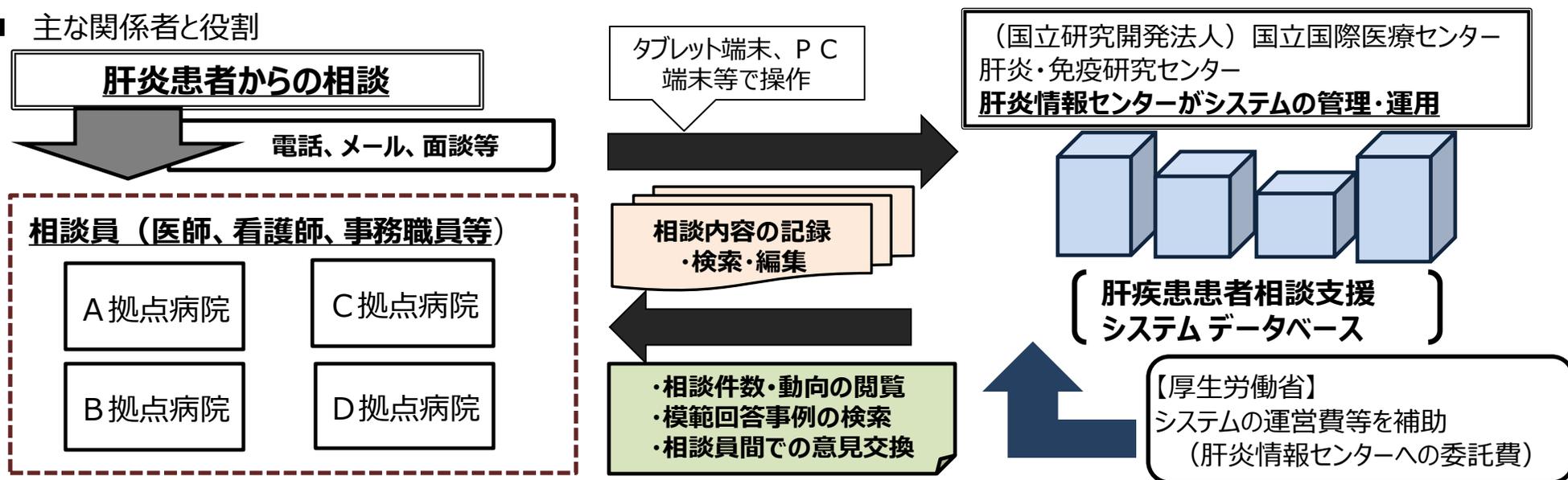
「肝炎対策基本指針」第4（2）シにおいて、「肝炎患者等への相談対応について、都道府県及び肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）は、地域の実情に応じて適切な体制を整備する。」とされており、様々な状況におかれた肝炎患者等の相談体制を充実させることが求められているところ。

このため、平成26年度から28年度まで厚生労働科学研究費補助金「肝疾患患者を対象とした相談支援システムの構築・運用・評価に関する研究」において、「肝疾患患者相談支援システム」を構築し、研究協力機関にて試験的運用をしてきたところ。運用の結果、当該システムの有用性が認められることから、全国の拠点病院に導入し、肝炎患者の相談支援に活用することとする。

## ■ 対象業務

本システムでは、拠点病院等における相談員等が、肝炎患者からの様々な相談内容を記録・検索・編集し、また、それをデータベース化することで、個々の事例に適した対応ができるよう、補助ツールとしての活用が期待され、強いては肝炎患者の悩みの軽減や生活の質の向上へとつなげることができる。

## ■ 主な関係者と役割



## 2. 肝炎対策の概要

# 肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）

## 目的（第1条）

- ・ 肝炎対策に関する**基本理念**を定める（第2条）
- ・ 国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の**責務**を明らかにする（第3条～第7条）
- ・ 肝炎対策の推進に関する**指針の策定**を定める（第9条～第10条）
- ・ 肝炎対策の**基本となる事項**を定める（第11条～第18条）

## 基本的施策（第11条～第18条）

### 予防・早期発見の推進

（第11条～第12条）

- ・ 肝炎の予防の推進
- ・ 肝炎検査の質の向上 等

### 研究の推進（第18条）

### 肝炎医療の均てん化の促進（第13条～第17条）

- ・ 医師その他の医療従事者の育成
- ・ 医療機関の整備
- ・ 肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・ 肝炎医療を受ける機会の確保
- ・ 肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり  
肝炎患者の  
人権尊重・  
差別解消  
に配慮  
（第2条第4号）

## 肝炎対策基本指針策定（第9条～第10条）

### 肝炎対策推進協議会

- ・ 肝炎患者等を代表する者
- ・ 肝炎医療に従事する者
- ・ 学識経験のある者

### 関係行政機関

設置  
⇔  
意見  
  
資料提出等、  
要請  
⇔  
協議

厚生労働大臣

策定

### 肝炎対策基本指針

平成23年5月16日策定  
平成28年6月30日改正  
令和4年3月7日改正

#### ●公表

#### ●少なくとも5年ごとに検討、必要に応じ変更

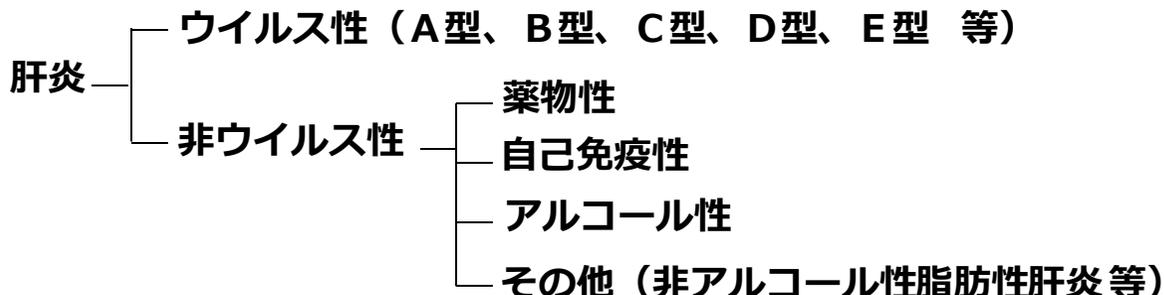
9つの項目に関して取り組む内容を規定

- ・ 基本的な方向
- ・ 肝炎予防
- ・ 肝炎検査
- ・ 肝炎医療体制
- ・ 人材育成
- ・ 調査研究
- ・ 医薬品研究
- ・ 啓発人権
- ・ その他重要事項

# 肝炎について

○肝炎：肝臓の細胞が破壊されている状態

## 病因別の分類



## 臨床経過による分類

### ①急性肝炎

- ・ A、B、E 型肝炎ウイルスによるものが多い
- ・ 急激に肝細胞が障害される
- ・ 自然経過で治癒する例が多い

### ②慢性肝炎（少なくとも6ヶ月以上炎症が持続）

- ・ B型、C型肝炎ウイルスによるものが多い
- ・ 長期間にわたり肝障害が持続
- ・ 肝硬変や肝がんへ進行する

## ・ B型肝炎、C型肝炎

- ・ 持続感染者（2015年） 約200～250万人（推計）※1  
（B型：約110～120万人、C型：約90～130万人）（推計）※1

### ⇒ 国内最大級の感染症

- ・ 感染を放置すると肝硬変や肝がんへ進行する

※1 令和元年度 厚生労働科学研究費補助金 肝炎等克服政策研究事業 田中班報告書より

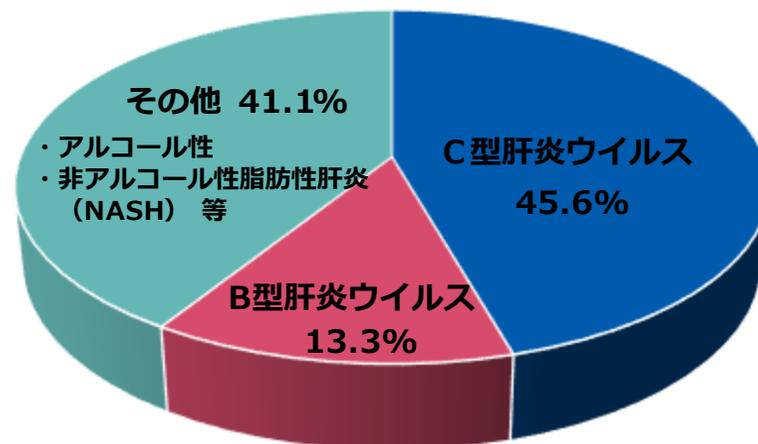
## ・ 非アルコール性脂肪性肝炎（NASH※2）

- ・ ウイルスやアルコール等以外による脂肪肝を伴う肝炎
- ・ 肥満、糖尿病、脂質異常症、高血圧患者に多いとされる

※2 NASH：nonalcoholic steatohepatitis

## 肝がんの原因内訳

出典：第23回全国原発性肝癌追跡調査報告  
(2014-2015年)



約59% B型・C型肝炎ウイルスが原因

肝炎総合対策は、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策を中心に行っている

# 肝炎の進行と対策のイメージ

感染

10~40年

無症候



慢性肝炎



肝硬変



肝がん



肝炎ウイルス検査（保健所や委託医療機関で実施。原則無料）

検査結果が陽性の場合

初回精密検査（無料。職域、妊婦健診、手術前の肝炎ウイルス検査で陽性の場合も含む）

経過観察を要する場合

定期検査（年2回、所得等に応じ、無料、2000円/回又は3000円/回）

重症化予防対策

肝炎医療費助成

インターフェロン治療

B型

C型

核酸アナログ製剤治療

B型

（肝がんについては、慢性肝炎、肝硬変の段階から助成を受けている者）

インターフェロンフリー治療

C型

（非代償性肝硬変も含む）

所得に応じ、自己負担  
1万円/月又は2万円/月

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

（年収約370万円以下、高額療養費3ヶ月目以降、自己負担1万円）

入院治療

肝がんの通院治療

障害認定（肝硬変）／自立支援医療（移植のみ）  
障害年金（肝硬変）

B型肝炎  
特措法

無症候性キャリア  
600万円（50万円）

慢性肝炎  
1,250万円  
（300万円/150万円）

肝硬変（軽症）  
2,500万円  
（600万円/300万円）

肝硬変（重度）・肝がん  
3,600万円（900万円）

C型肝炎  
特措法

無症候性キャリア  
1200万円

慢性肝炎  
2,000万円

肝硬変・肝がん  
4,000万円

一般施策

特措法対象者

# 令和6年度 肝炎対策予算案の概要

令和6年度予算案 168億円 (令和5年度予算額 170億円)

## 基本的な考え方

「肝炎対策基本指針」に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標として、肝炎医療、肝炎ウイルス検査、診療体制、普及啓発、研究などの「肝炎総合対策」を推進する。

### 1. 肝疾患治療の促進

84億円 (86億円)

#### ○ウイルス性肝炎に係る医療の推進

- ・ B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の自己負担を軽減し、適切な医療の確保と受療の促進を図る。

#### (改)○肝がん・重度肝硬変に係る治療研究の促進及び患者への支援

- ・ 肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、治療研究を促進するための支援を実施する。

### 2. 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

39億円 (39億円)

- ・ 利便性に配慮した肝炎ウイルス検査体制を確保し、相談や職域の健康診断における啓発の実施などにより、肝炎ウイルス検査の受検を促進する。また、市町村での健康増進事業において、肝炎ウイルス検査の個別勧奨を実施する。
- ・ 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査や定期検査費用に対する助成を行うことにより、肝炎患者の早期治療を促進し、重症化の予防を図る。

### 3. 地域における肝疾患診療連携体制の強化

5億円 (5億円)

#### ○地域における肝疾患診療連携体制の強化

- ・ 都道府県等への助成により、都道府県と肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係機関の連携を強化するとともに、医療従事者や肝炎医療コーディネーター等の人材育成、肝炎患者等への治療や生活の相談支援等を行い、肝疾患診療連携体制の強化を図る。

#### ○肝炎情報センターによる支援機能の戦略的強化

- ・ 国立国際医療センター肝炎情報センターによる肝疾患診療連携拠点病院への支援機能を強化して、地域の肝疾患医療や患者等の支援の向上を図るとともに、均てん化に資するよう連携体制の構築を行う。
- ・ 肝疾患診療連携拠点病院の相談員等が、肝炎患者からの相談に対する補助ツールとして活用することができる相談支援システムの運用等を行う。

### 4. 国民に対する正しい知識の普及

2億円 (2億円)

#### ○肝炎総合対策推進国民運動(知って、肝炎プロジェクト)による普及啓発の推進

- ・ 都道府県等や民間企業と連携した多種多様な媒体を活用した効果的な情報発信を通じ、肝炎に関する正しい知識や肝炎ウイルス検査の必要性などをわかりやすく伝える啓発事業を展開する。

### 5. 研究の推進

38億円 (38億円)

- ・ B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発や肝硬変の病態解明と新規治療法の開発、C型肝炎の薬剤耐性等に関する研究等の実用化研究と、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するための政策研究を推進する。

### (参考) B型肝炎訴訟の給付金などの支給

1,179億円 (1,178億円)

### 3. 肝疾患治療の促進



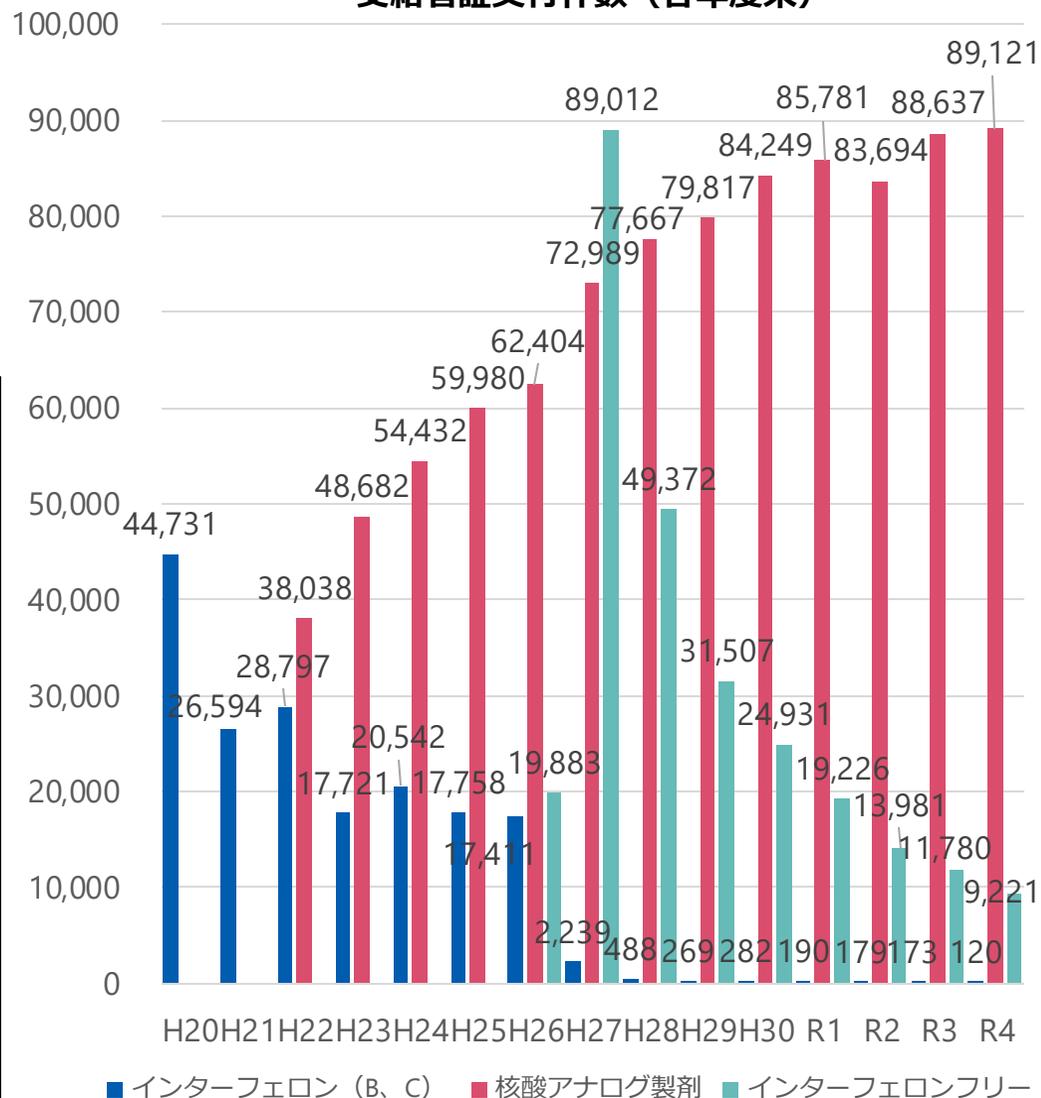
# 肝炎治療促進のための環境整備

## 肝炎治療特別促進事業（医療費助成）

B型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療、C型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療への医療費助成を行う。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	<b>B型慢性活動性肝炎に対するインターフェロン治療</b> ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 <b>B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療</b> <b>C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロン治療</b> ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン+リバビリン併用 <b>C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロンフリー治療</b>
自己負担限度月額	原則1万円（ただし、上位所得階層については2万円）
財源負担	国：1/2 都道府県：1/2

受給者証交付件数（各年度末）



# 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直し【案】（令和6年度～）の概要

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発抑制などを目指した診療ガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。（平成30年12月開始、令和3年4月見直し）

## 【助成対象】

- ✓ B型・C型肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変患者
- ✓ 年収約370万円以下

【70歳未満】	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	3割	57,600円 ※1
住民税非課税		35,400円 ※2

【70歳以上】	負担割合	高額療養費の限度額	
		外来	
年収約370万円以下	70-74歳 2割	18,000円 ※3	57,600円 ※1
住民税非課税 II			24,600円
住民税非課税 I	75歳以上 1割又は2割	8,000円	15,000円

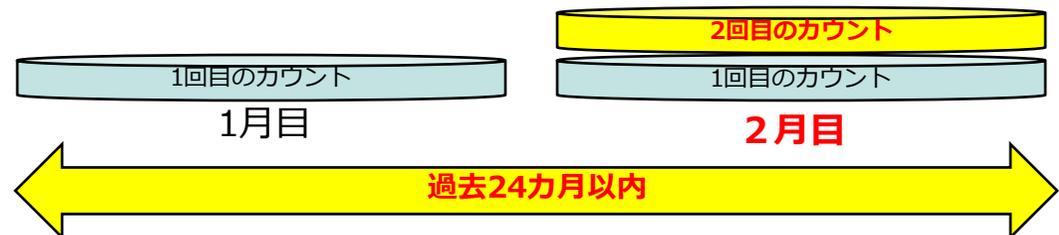
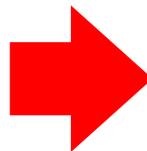
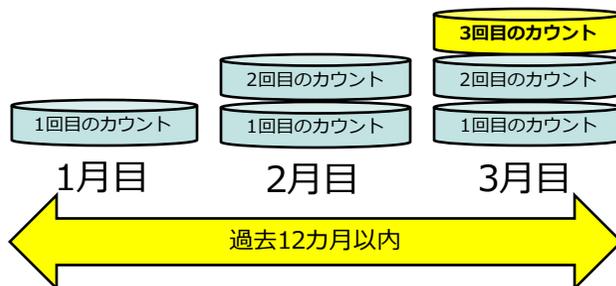
※1：多数回該当44,400円  
(12月以内に4回目以上)

※2：多数回該当24,600円

※3：年上限14.4万円  
後期高齢者2割負担の方  
については令和7年9月  
末まで配慮措置あり

- ✓ 入院医療
- ✓ 外来医療
- ✓ 高額療養費の限度額を超えた月が過去12ヶ月で3月目

⇒過去24ヶ月で2月目から自己負担1万円



# 令和6年度からの肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業見直し(案)等のポイント (助成要件の緩和、事業の利用促進)

## 助成要件の見直し(案)と期待される効果

### 見直し(案)の内容

- 入院・外来ともに、過去24ヶ月で高額療養費限度額を超えた2月目から助成対象とする。

### 見直しにより期待される効果

#### ○ 対象範囲の拡大による患者の負担軽減

高額療養費限度額を超えた2月目から助成対象にすることで、その後、一般的には再発を繰り返し長期にわたり治療を要する肝がん患者の経済的な負担の軽減が図られる。

(肝がんの場合、治療開始時は年に1月～2月、その後は年に数か月もの治療を要することが多くなり、患者は長期にわたり療養が必要となる。見直しにより、より治療開始初期の段階から事業の利用が可能となる)。

#### ○ 制度利用の促進と医療機関の負担軽減

高額療養費限度額が1月を超えた時点で、医療機関は対象患者に対し制度の案内を行い、患者は申請を行うことが可能になる。このことで制度が簡素化し、医療機関において患者への制度案内や患者の抽出がしやすくなり、制度利用の促進が図られる。また、これまで制度の対象であったにもかかわらず、制度が複雑などの理由で利用しなかった患者の掘り起こしも図られる。

## 事業の利用促進(案)

- 肝疾患診療連携拠点病院等において、**肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業**の利用促進に係る事業を実施し、その成果等を横展開することで、医療機関・患者のフォローを強化する。

# 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る普及啓発・利用促進の強化（案） （令和6年～）

## 目的・概要

肝疾患診療連携拠点病院等において、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する様々な取組を実施するとともに、その成果等を広く横展開することで、制度の更なる普及啓発・利用促進を図り、医療機関・患者のフォローを強化する。

## 実施方法

肝炎情報センター戦略的強化事業の中に、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の普及啓発、利用促進に係る事業を追加する。

## 取組（例）

### ・普及啓発資材の作成

院内連携や患者支援に関する動画、マニュアル等の作成。

薬局側の目線からみたマニュアルやQ & A等の作成。

### ・研修会等の実施

院内の連携強化に係る研修会等の実施。

肝疾患診療連携拠点病院以外の指定医療機関スタッフや薬局スタッフを対象とした研修会等の実施。

### ・院内連携体制の強化

院内の関係部署と連携を図り、対象患者を漏れなく抽出し、申請までのフォローを行うとともに、必要に応じて、都道府県や薬局とも連携し、患者をフォローするための体制を強化。

# 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の認定、助成実績

- 令和3年度と比較して、令和4年度の助成件数は増加
- 令和4年度、令和5年度の助成件数のうち、約半数以上は外来医療への助成

- 令和4年度末、令和5年度10月分までの助成実績を都道府県からの報告を基に、令和6年1月1日現在で集計。
- 実績値は変動する可能性がある。
  - ・入院の助成実績については、支払機関から都道府県に報告される実績をもとにしており、支払機関での医療費の審査状況により追加報告が生じる。
  - ・外来の助成実績については、患者から都道府県への償還請求の時期や都道府県での支払審査の状況により追加報告が生じる。

(件)

年月	H30	R元	R2	R3	R4	R5年度(暫定値)												
	年度	年度	年度	年度	年度	R5計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規認定	88	378	232	848	566	308	47	42	48	43	46	46	36	-	-	-	-	-
認定更新	0	48	107	145	503	336	25	53	46	65	57	57	33	-	-	-	-	-
助成件数	170	859	971	3,366	4,202	2,134	327	331	351	346	293	264	222	-	-	-	-	-
	うち外来の助成件数			1,778	2,495	1,098	169	186	190	187	144	124	98	-	-	-	-	-

※新規認定件数：本事業の対象になる患者として新規に認定を受けた件数。認定患者には参加者証が交付される。有効期間は原則1年。

※助成件数：参加者証を交付された患者が、当該月に対象医療を受け、自己負担額が高額療養費限度額を超えて本事業による助成を受けた延べ件数。

※H30年度は、H30年12月(事業開始)からH31年3月までの実績。

# 肝炎医療ナビゲーションシステム



## 肝炎ウイルス検査ができる病院などをウェブで検索できるシステム

- 肝炎ウイルス検査を受けられる全国の拠点病院、専門医療機関、保健所、委託医療機関、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の指定医療機関等の検索が可能



肝ナビ（肝炎医療ナビゲーションシステム）は、Web上で地図の位置や付随する情報を発信する検索ツールです。  
拠点病院、専門医療機関、保健所、委託医療機関、指定医療機関（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業）等の検索が可能です。  
>> 携帯電話（フィーチャーフォン）はこちらにアクセスしてください。  
各データについては2016年から現在までに収集した情報が表示されており、今後も随時更新されます。

肝炎検査を受けられる病院を表示するときは「肝炎検査」ボタンを肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の指定医療機関を表示するときは「指定医療機関」ボタンをそれぞれクリックすることで表示内容が切り替わります。



### 肝炎は早期発見が大切です!



右のボタンをクリックすると  
地図から肝炎検査を受けられる  
病院を検索できます。

### 全国地図から探す

ボタンを押すと全国の地図が開きます

※ 指定医療機関の掲載情報に変更が生じた際は都道府県までご一報下さい。  
検査施設のデータの更新についても、ご協力をお願い致します。

- ✓ 「地図から探す」をクリックすると、検索したい地域の地図が表示され、肝炎検査のできる病院を簡単に探すことが可能
- ✓ GPS機能で現在地を特定し、最寄りの施設がどこなのかがわかる
- ✓ データ通信の安全性を確保するためにSSLとよばれる暗号化通信を採用



## 4. 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

# 肝炎患者等の重症化予防推進事業の流れ

## 事業概要

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

自治体実施する肝炎ウイルス検査

特定感染症検査等事業

健康増進事業

その他（職域検査、妊婦健診、手術前検査）

陽性者

フォローアップの同意取得

フォローアップ事業の対象者

<フォローアップ方法>

対象者に対し、同意を得た上で、調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨



初回精密検査の費用助成

定期検査の費用助成



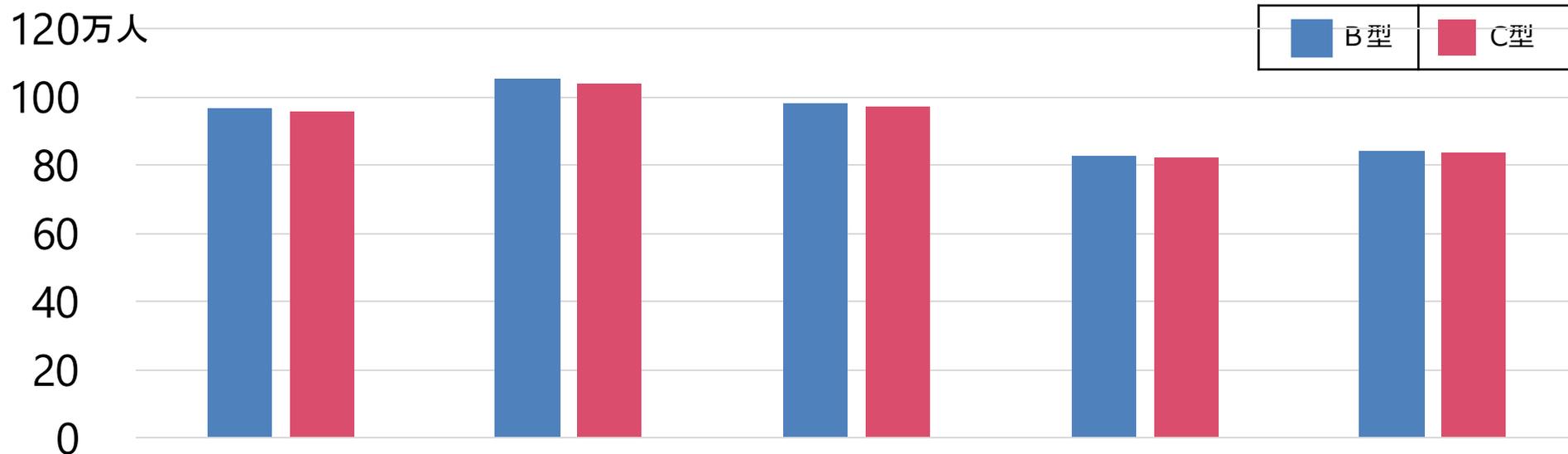
肝炎治療特別促進事業  
(医療費助成)

治療対象



# 地方自治体の肝炎ウイルス検査の受検者数

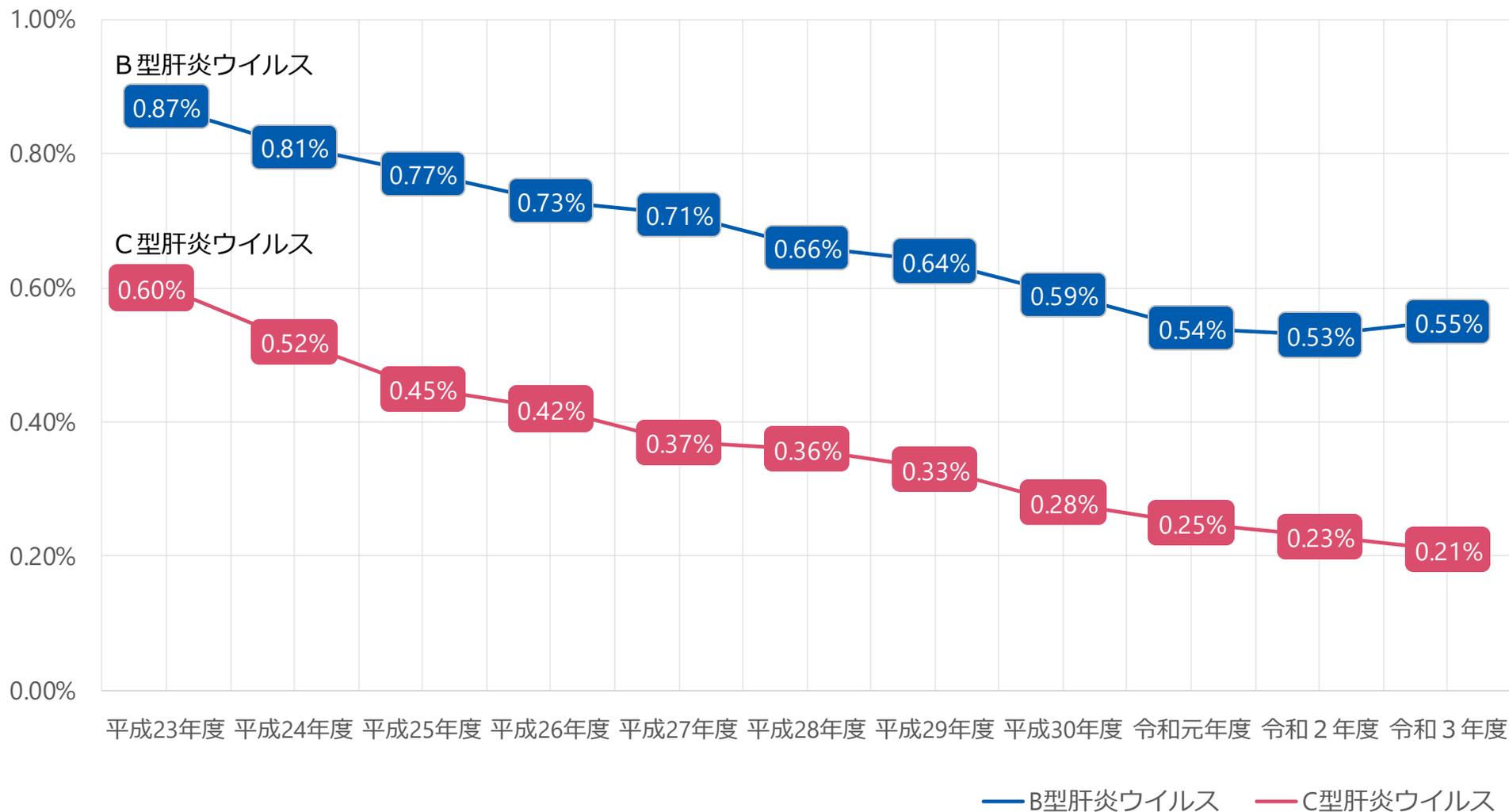
実施主体	事業名	受検可能な場所	対象者	R3年度実績
都道府県 保健所設置市 特別区	特定感染症検査等事業	保健所 委託医療機関	全年齢	B型:232,697人 C型:226,765人
市町村	健康増進事業	委託医療機関	40歳以上	B型:608,911人 C型:609,315人



	H29	H30	R1	R2	R3
B型	967,172	1,053,567	983,122	829,499	841,608
C型	956,093	1,039,833	971,477	824,554	836,080

平成29年度までは、「特定感染症検査等事業、健康増進事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）、平成30年度以降は、健康増進事業については、「地域保健・健康増進事業報告（健康増進編）」（政府統計）、特定感染症検査等事業については、「特定感染症検査等事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）による。

# 地方自治体の肝炎ウイルス検査の陽性率の推移（令和3年度）



平成29年度までは、「特定感染症検査等事業、健康増進事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）、平成30年度以降は、健康増進事業については、「地域保健・健康増進事業報告（健康増進編）」（政府統計）、特定感染症検査等事業については、「特定感染症検査等事業実績報告」（厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）による。

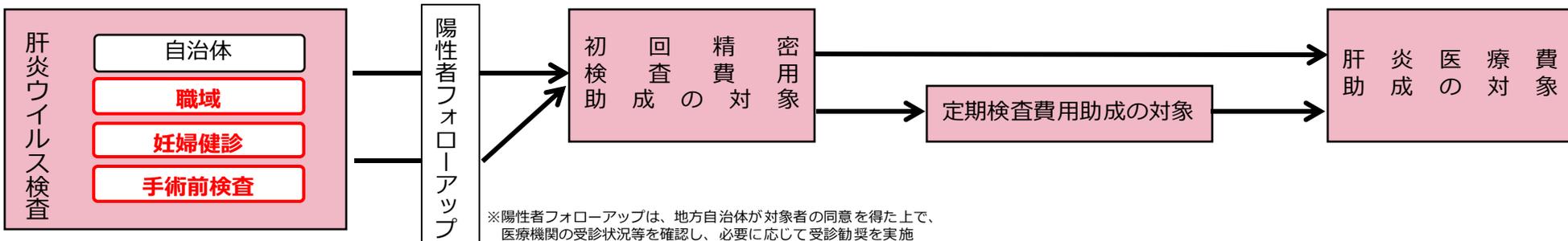
# 初回精密検査・定期検査費用助成の拡充

## 初回精密検査費用助成の変遷

### 【初回精密検査費用の助成対象の拡充】

事業開始時、初回精密検査費用の助成は、自治体検査で陽性となった者が対象

令和元年度より、職域での検査で陽性となった者、令和2年度より、妊婦健診・手術前検査の肝炎ウイルス検査で陽性となった者を初回精密検査の助成対象とすることで、これまでカバーしきれていない層にアプローチするとともに、陽性者フォローアップを行い重症化予防を推進。



## 定期検査費用助成の変遷

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
助成回数		年1回	年2回	年2回	年2回
対象となる所得階層及び自己負担限度月額	住民税非課税世帯	無料	無料	無料	無料
	世帯の市町村民税課税年額235,000円未満	-	-	自己負担額が 慢性肝炎：3千円 肝硬変・肝がん：6千円 となるよう助成	自己負担額が 慢性肝炎：2千円 肝硬変・肝がん：3千円 となるよう助成

医師の診断書

・定期検査費用の初回申請時及び病態進展時に必要

- ・平成30年度から医師の診断書に代わる資料により医師の診断書の提出が省略可能（病態進展時を除く）
  - ・1年以内に肝炎治療特別推進事業で医師の診断書を提出
  - ・医師の診断書以外のもので、都道府県が定める方法で病態が確認できる場合

# 手術時における肝炎ウイルス検査について

「国及び地方公共団体は、肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、医療機関に対し、その規模を問わず、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、例えば電子カルテによるシステムを利用する等により、受検者に適切に説明を行うよう依頼する。医療機関は、肝炎ウイルス検査の結果について確実に説明を行い、受診につなげるよう取り組む。」

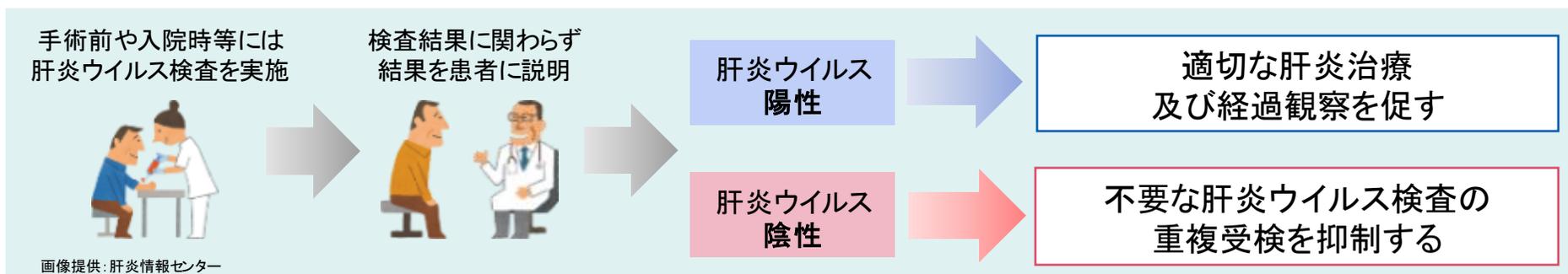
(『肝炎対策の推進に関する基本的な指針』第3(2)カ)

「手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明について(通知)平成26年4月23日健疾発0423第1号」

肝炎ウイルス検査体制の整備、受検勧奨および普及啓発を効果的に推進するため、肝炎ウイルス検査の検査目的や検査結果に関わらず、受検者自身が検査結果を正しく認識できるよう医療提供者が適切な説明を行うことについて改めて御理解いただき、貴団体の会員への周知方お願いいたします。

## 平成30年度、令和4年度の診療報酬改定

- 平成30年度：手術前医学管理料の算定留意事項として、本管理料に包括されている肝炎ウイルス関連検査を行った場合には、当該検査の結果が陰性であった場合も含め、当該検査の結果について患者に適切な説明を行い、文書により提供する旨が規定。
- 令和4年度：短期滞在手術等基本料についても、同様の取扱いが規定。



## 関係団体に対して、手術前検査結果説明及び受検・受診勧奨について通知(令和5年3月)

「手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果を踏まえた受診・受療・フォローアップの推進等の医療機関管理者への協力依頼(通知)令和5年3月9日健が発0309第1号」

# 職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力の要請について

「職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力の要請について」

(平成23年7月28日健発第0728第1号、基発0728第1号、職発0728第1号)

関係団体に対して、労働者に対する肝炎ウイルス検査を受けることの呼びかけや配慮等について協力を要請。

## 令和4年3月「肝炎対策基本指針」の見直し

見直し後の指針において、職域におけるウイルス性肝炎に対する対策について、より一層の推進を規定。

## **関係団体に対して、改めて周知及び協力を要請（令和5年3月）**

「職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力の要請について」

(令和5年3月22日健発第0322第1号、基発0322第1号、職発0322第3号、保発0322第5号) (抄)

労働者の中には、肝炎ウイルス感染に対する自覚のない方や、感染に気づいていても、早期の治療をためらう方がいると考えられることから、肝炎の患者・感染者が早期に感染を自覚し、早期に治療を受けられる環境を作るためには、事業者及び保険者の皆様の御理解、御協力が不可欠です。

つきましては、下記の事項について、改めて御理解をいただき、関係者等への周知方、御協力をお願いいたします。

### 記

1. 労働者に対して、肝炎ウイルス検査を受けることの意義を周知し、検査の受診を呼びかけること。
2. 労働者が肝炎ウイルス検査の受診を希望する場合には、受診機会拡大の観点から特段の配慮をすること。
3. 本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分配慮すること。
4. 労働者が肝炎の治療と仕事の両立が行えるよう、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等を踏まえ、通院に対する休暇の付与等、特段の配慮をすること。
5. 職場や採用選考時において、肝炎の患者・感染者が差別を受けることのないよう、正しい知識の普及を図ること。

# 母子健康手帳の任意記載事項様式について

- 母子保健法施行規則第7条において、厚生労働省令で様式が定められた省令様式のほか、日常生活上の注意や乳幼児の養育に必要な情報などを示した面を別に設けるものとされています（いわゆる「任意様式」）。
- 任意様式については、「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会中間報告書」（令和4年9月20日取りまとめ。）において、主として電子的に提供することが適当とされ、以下のウェブサイトに掲載されています。  
【母子健康手帳情報支援サイト <https://mchbook.cfa.go.jp>】

## 令和5年度改正（すこやかな妊娠と出産のために）

### ◎妊婦健康診査で肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方へ

HBs抗原が陽性（+）であった場合は、B型肝炎ウイルスに感染しています。  
また、HCV抗体が陽性（+）であった場合は、C型肝炎ウイルスに感染しています。  
いずれも、自覚症状がないまま、将来、肝炎や肝硬変、肝がんになる可能性があります。  
必ず受診し、精密検査を受けましょう。  
初回精密検査や定期検査、肝炎の治療の費用助成を受けられる場合があります。  
お住まいの都道府県や、肝疾患相談・支援センターへご相談ください。

厚生労働省のHPでも費用助成の詳細を掲載しています。

※[ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業](#)

※[肝疾患相談・支援センター](#)

## 啓発リーフレット



(表)

(裏)

## 5. 肝炎ウイルスの感染予防

# B型肝炎ワクチンの定期接種化について

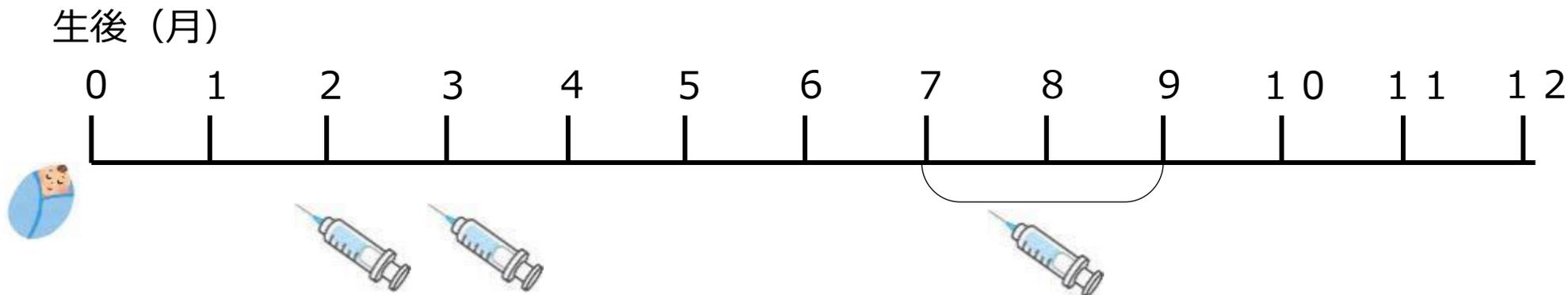
平成28年2月22日の予防接種・ワクチン分科会において、これまでの部会等の審議を踏まえ、B型肝炎ワクチンの定期接種化について、以下のとおり了承された。

1. 開始時期 平成28年10月
2. 分類 A類疾病
3. 対象年齢 平成28年4月以降に出生した、生後1歳に至るまでの間にある者
4. 接種回数 3回
5. その他
  - (1) 母子感染予防の対象者の取扱い  
HBs抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険によりB型肝炎ワクチンの投与（抗HBs人免疫グロブリンを併用）の全部又は一部を受けた者については定期予防接種の対象者から除く。
  - (2) 長期療養特例  
接種の対象年齢の上限は設けない。
  - (3) 既接種者の取扱い  
定期の予防接種が導入される以前に、定期の予防接種に相当する方法ですでに接種を受けた対象者については、定期接種に規定された接種を受けた者とみなす。

H28.3.17. 第17回肝炎対策推進協議会参考資料より

※A類疾病：人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病。本人に努力義務あり。

# B型肝炎ワクチンの定期接種化について



## ● 母子感染以外の家族内感染等の感染リスクが高い者に関する予防接種

（平成28年9月15日 厚生労働省健康局健康課事務連絡）

（抜粋）

家族内感染等の感染リスクが高い者等に対する予防接種については、医学的な観点から、出生後早期に行われることが想定されます。そのため、平成28年10月以降、医学的に必要と判断され出生後早期にB型肝炎ワクチンの接種を実施された場合、政令の対象年齢の範囲内であることから、定期接種として取り扱うよう特段の配慮をお願いしたいので、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む）及び関係機関等へ周知をお願いいたします。

## ● ラテックス過敏症について

M S D社が製造するB型肝炎ワクチンについては、バイアルのゴム栓に天然ゴムが含まれており、ラテックス過敏症のある方が接種を受けるとアレルギー反応があらわれる可能性がありますので、予め医師に相談してください。

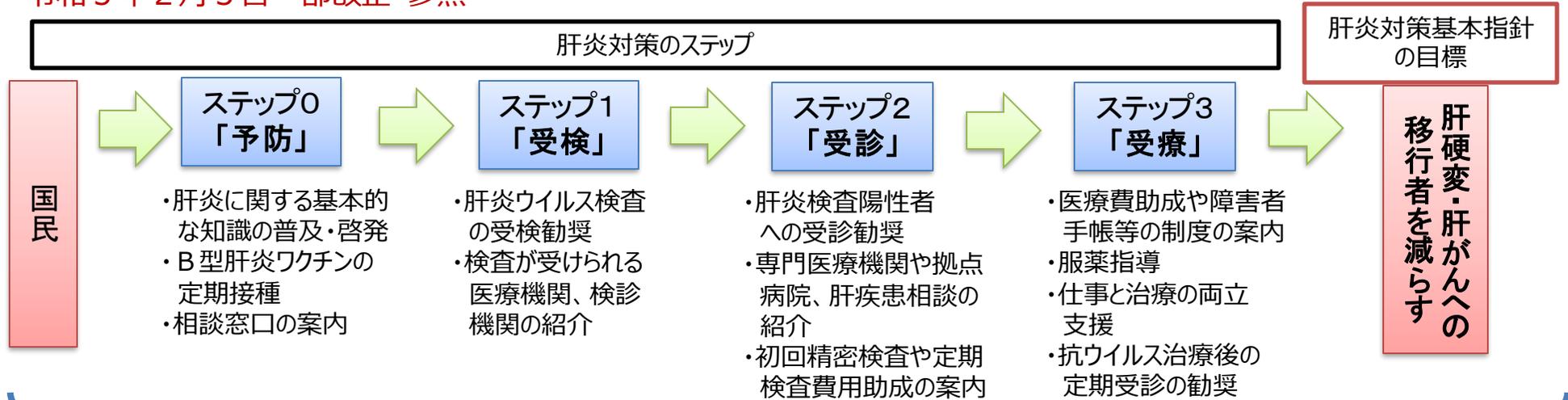
※ラテックスとの交叉反応のある果物等（バナナ、栗、キウイフルーツ、アボガド、メロン等）にアレルギーがある場合は医師に相談してください。

（出典：厚生労働省ホームページ B型肝炎ワクチンに関するQ & A）

## 6. 肝炎コーディネーターについて

# 肝炎医療コーディネーターについて

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」 健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知  
令和5年2月3日一部改正 参照



## 肝炎医療コーディネーター

1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして患者をみんなでサポートし、肝炎医療が適切に促進される様に調整（コーディネート）する

保健師



患者会  
自治会等



自治体職員



職場関係者



看護師



医師



歯科医師



臨床検査技師



薬剤師



身近な地域や職域、あるいは病院等に配置され、その配置場所や職種などに応じて、必要とされる肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診の勧奨、肝炎患者等に係る支援制度の説明などを行う。他の肝炎医療コーディネーターとも協力・連携することで、肝炎の「予防」、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進されることが期待される。

さらに、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解や正しい知識を社会に広げる基盤が構築されることにより肝炎患者等への偏見や差別の解消に繋がることも期待される。

# 「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」の一部改正について

肝炎医療コーディネーターの養成は、「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」（平成29年4月25日付け健発0425第4号厚生労働省健康局長通知別紙）に基づき行われているところであるが、令和4年3月7日に改正された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成28年厚生労働省告示第278号。以下「指針」という。）第5（2）イにおいて、「肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等について、国が示す考え方を踏まえ、都道府県等においてこれらを明確にした上で育成を進めることが重要である」とされていることを踏まえ、一部を改正するもの。改正の主な観点については、以下のとおり。

## 肝炎医療コーディネーター養成後の活躍の推進

- 都道府県は、拠点病院や管内市町村等と相互に協力して、肝炎医療コーディネーターの活動支援、技能向上（スキルアップ）、連携の強化などについて主導的な役割を果たし、**活躍の推進に取り組むことが求められる**。
- さらに、都道府県は、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、**肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努めることが重要**である。

## 患者コーディネーターの役割への理解

- 患者会会員、薬局や障害福祉・介護事業所の職員、自治会会員などに配置された肝炎医療コーディネーターは、身近な地域の中で普及啓発を行うとともに、肝炎患者等やその家族等などの相談を受けて医療機関や行政機関への橋渡し役となる。**患者会会員等においては、肝炎患者等やその家族等の経験や思いに共感し、当事者の視点で、橋渡し役となることが期待される**。
- 肝炎医療コーディネーターには、患者等の気持ちを理解し、それに共感する姿勢と技術が求められる。当事者の視点で支援にあたることも有意義であることから、**患者やその家族等の話を直接聞く機会を設けることなども積極的に検討されたい**。

## 肝炎医療コーディネーターが習得する内容の明記

### 【肝炎患者等に係る支援制度】

- 初回精密検査や定期検査の費用助成、肝炎医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業などの肝炎患者等を支援する制度について、概要や窓口などの基本的知識を習得する。

### 【肝炎患者等の人権の尊重に関する事項】

- 肝炎患者等に対する偏見や差別を解消するためには、肝炎についての正しい知識の普及を前提に、感染症患者に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、**肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのようにふるまうべきかを考え、学ぶことが重要である**。

# 肝炎医療コーディネーターの養成数※

※令和5年3月31日時点。

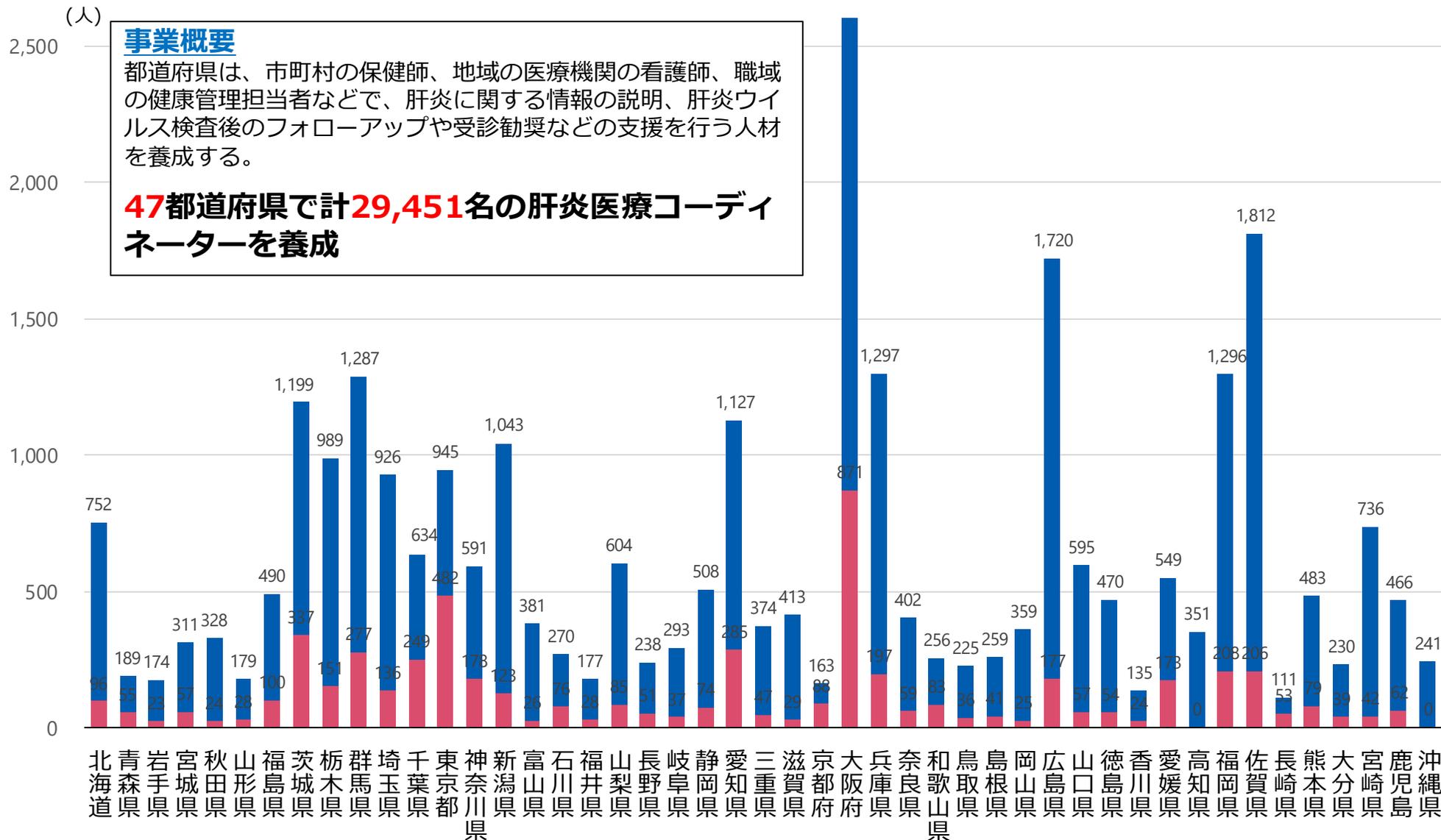
更新等によりコーディネーターではなくなった者を除く。

(人)

## 事業概要

都道府県は、市町村の保健師、地域の医療機関の看護師、職域の健康管理担当者などで、肝炎に関する情報の説明、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨などの支援を行う人材を養成する。

**47都道府県で計29,451名の肝炎医療コーディネーターを養成**



■ コーディネーター数 総数

■ コーディネーター数 4年度新規

「令和5年度肝炎対策に関する調査（調査対象令和4.4.1～令和5.3.31）」（厚生労働省 健康・生活衛生局 がん・疾病対策課 肝炎対策推進室調べ）より

# 就労支援に関する取組

## ① 肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業（平成26年度～）

肝疾患診療連携拠点病院等において、就労に関する専門家（社会保険労務士、産業カウンセラー、キャリア・コンサルタント等）を配置するなどして、肝炎患者の就労の継続等に関する支援に対応できる体制を整備し、その効果を検証（平成26年度より実施）

- ・ 支援対象者  
肝炎患者・感染者であることは知っているが、通院や治療を行っていない者  
肝炎患者で現に医療機関に通院し・治療を受けており、就労を維持しながら治療継続の支援を必要とする者
- ・ 支援内容（拠点病院での実施内容により異なる）  
相談への対応（リーフレット等を用いた説明、支援対象者の利便性にかなった適切な医療機関を紹介等）
  - ・ 支援対象者の了承を得た上で、勤務先の産業保健スタッフ・労務担当者・経営者等に対し、肝炎について啓発資料等を活用して肝炎に対する意識向上を図り、支援者の状況に応じた配慮の要請。
  - ・ その他、支援対象者の実情に応じ、必要な支援。
 ※適宜フォローアップを実施
- ・ 実施状況 拠点病院19カ所で実施（平成30年度）  
主な内容
  - ・ ハローワーク、ソーシャルワーカーによる就労相談
  - ・ 社会保険労務士・肝疾患コーディネーターによる相談会
  - ・ 企業等に出向いての啓発活動、等

## ② 厚生労働科学研究費 肝炎等克服政策研究事業



（東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学HP：<http://kanen5.med.u-tokai.ac.jp/index.html>）

## ③ 事業者等への周知

日本医師会 認定産業医研修会 申請中（問い合わせ先は下記）

日本医学会連合 加盟学会連携フォーラム

当日受付・事前申込み不要 無料

治療は経口薬なので仕事は続けられるゾー

肝炎ウイルス検査受けるゾー

新薬開発中 オブ・キヤン・ラボラトリー 「かんゾーちゃん」 ②フォローアップ班

**治療と仕事の両立支援とは？**  
—— 肝疾患からできること ——

（日本医学会連合加盟学会連携フォーラム 2019年6月1日）

# 事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

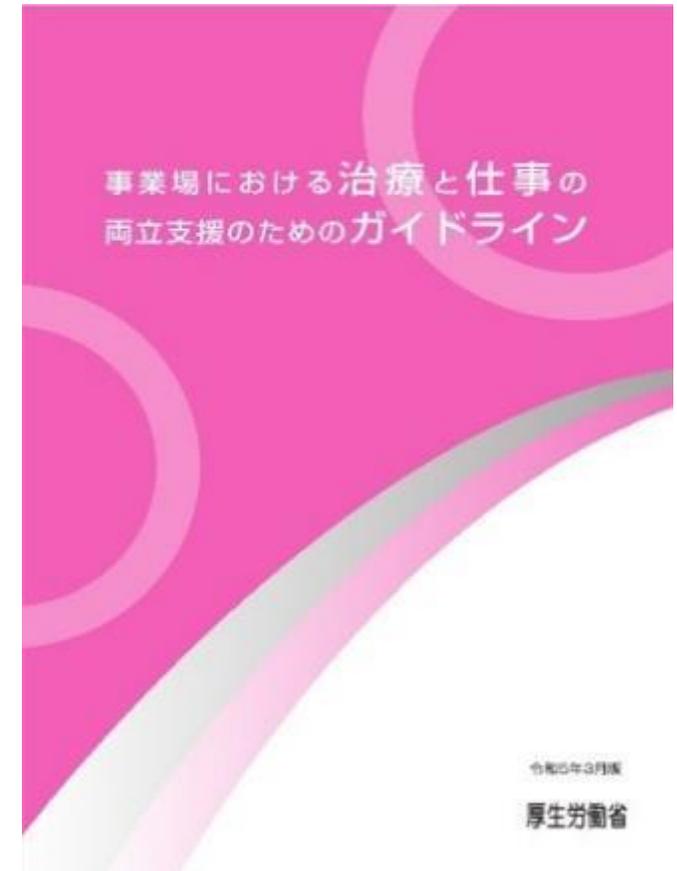
平成28年2月、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を公表

- 本ガイドラインは、事業者が、がん、脳卒中などの疾病を抱える方々に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事が両立できるようにするため、事業場における取組などをまとめたものである。
- 本ガイドラインでは、休暇制度・勤務制度等の整備をはじめとした、両立支援を行うための環境整備、両立支援の進め方に加え、参考資料としてがん、脳卒中、**肝疾患**、難病、心疾患、糖尿病について特に留意すべき事項をとりまとめている。

## 肝疾患に関する留意事項（平成29年3月に追加）

肝疾患に罹患した労働者に対して治療と仕事の両立支援を行うにあたって、本ガイドラインの内容に加えて、特に留意すべき事項をまとめたものである。

- ① 肝疾患に関する基礎情報として、肝疾患の発生状況、主な肝疾患の治療
- ② 両立支援にあたっての留意事項として、肝疾患の特徴を踏まえた対応、肝疾患に対する不正確な理解・知識に伴う問題への対応を掲載している。



<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001088186.pdf>

治療と仕事の両立支援ナビ  
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>  
をご覧ください。

## 7. 普及啓発



## 概要

「肝炎対策の推進に関する基本指針」（平成23年5月16日制定、令和4年3月7日改正）に基づき（※）、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、国民が肝炎への正しい知識を持ち、早期発見・早期治療に向けた行動を促すため、**多種多様な媒体を活用しての効果的な情報発信や民間企業との連携を通じた肝炎対策を展開し、肝炎総合対策を国民運動として推進するもの。**

（※）基本指針の「第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向（5）肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発及び肝炎患者等の人権の尊重」において、『肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気がつきにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、肝炎についての正しい知識の普及啓発について、幅広い世代に対応し、各世代に応じて分かりやすいものとなるよう、その効果を見つつ取り組む必要がある。』とされている。

## 事業の内容

1. 広報戦略の策定
2. 情報発信（メディアの活用、WEBコンテンツの制作・運用）
3. イベントの実施（日本肝炎デー関連イベント、集中広報の実施）
4. 大使・スペシャルサポーターの活動支援
5. パートナー企業・団体との活動
6. 広報技術支援（行政の広報施策のサポート）
7. 国民運動の効果検証
8. 運営事務局の設置

⇒ 肝炎の『**早期発見**』『**早期治療**』を重点的に訴求（**全ての国民が一度は受検する必要のある「肝炎ウイルス検査」の積極推進**）

## 政策課題解決型の戦略的広報の展開

### [令和5年度の主な活動]

#### (1) 全体イベントの実施

- ・7/4「知って、肝炎プロジェクト 健康デー2023」開催

#### (2) 自治体・関係団体向けの啓発活動

- ・岩手県・松本市・藤沢市における積極的広報の実施
- ・都道府県知事、市町村長、関係団体の長への訪問の実施  
[41都道府県、38市町村、5団体を訪問（令和6年2月時点）]  
（平成26年からの累計）

#### (3) 情報発信

- ・オフィシャルホームページの運用
- ・メディアを通じた広報（新聞、テレビ、ラジオ等への記事掲載や広告）
- ・ポスター・リーフレットの作成
- ・動画の作成

#### (4) その他

- ・パートナー企業・団体の支援
- ・「知って、肝炎プロモーター」の支援

### [知って、肝炎プロジェクト スペシャルサポーター等]

（健康行政特別参与）杉 良太郎（肝炎対策特別大使） 伍代 夏子（肝炎対策広報大使） 徳光 和夫（スペシャルサポーター）

朝日奈央、石川ひとみ、w-inds.千葉 涼平、AKB48、HKT48、EXILE TRIBE、SKE48、STU48、NMB48、NGT48、小橋 建太、コロッケ、島谷ひとみ、清水宏保、瀬川 瑛子、高島 礼子、高橋 みなみ、乃木坂46、野呂佳代、的場 浩司、山川 豊、山本 謙二

※五十音順（敬称略） 令和6年2月時点

# 積極的広報地域での取組 ー松本市

## 市長表敬訪問 (5/23)

出席者：  
伍代夏子氏  
木村岳史氏（信州大学医学部附属病院  
肝疾患診療相談センター副センター長）  
小林正典氏（松本市医師会）  
田淵すみ子氏（ながの肝臓友の会 会長）



## 企業経営層に向けた啓発 (9/10)

ACTION!セミナーin松本 × 「知って、肝炎」  
出演者：  
島谷ひとみ氏  
木村岳史氏（信州大学医学部附属病院  
肝疾患診療相談センター副センター長）  
場所：松本市中央公民館



## 地元サッカーチームとのコラボ (10/15)

松本山雅FC × 「知って、肝炎」  
出演者：  
井上瑠夏氏・中野愛理氏（SKE48）  
場所：サンプロアルウィン（松本市）



# ウイルス性肝炎患者への偏見・差別への取組

## ホームページやSNSにおける発信



### ウイルス肝炎について、あなたはどのくらい知っていますか？

ウイルス肝炎に関して、あなたはどんな印象を思い浮かべますか？

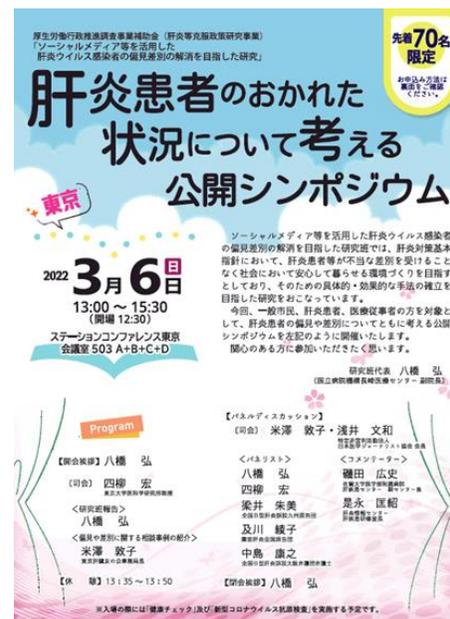
ご自身が患者さんの方、ご家族や友人など身近に患者さんがいる方、そうでない方は、印象が異なるのではないのでしょうか。

実は、ウイルス肝炎に関して「間違った知識」や「誤解」などがあり、そのことで困っている方がおられます。

私たちは、このような状況に置かれて不安を抱えた方が、少しでも安心して生活できる社会を目指して、このホームページを立ち上げました。

<https://kanen-soudan.com/>

## 公開シンポジウムの開催



「肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止への効果的な手法の確立に関する研究」

(H29-R1年度 八橋弘先生 国立病院機構長崎医療センター)

「ソーシャルメディア等を活用した肝炎ウイルス感染者の偏見・差別の解消を目指した研究」

(R2-4年度 八橋弘先生 国立病院機構長崎医療センター)

# B型肝炎の教育資材

新着情報

研学会・連絡協議会

拠点病院の取り組み

一覧

2020年3月6日 厚生労働省事務局「新型コロナウイルス感染症に係る公費負担制度の取扱いについて」を掲載しました。

2020年2月26日 B型肝炎の教育資材を掲載いたしました。

2020年2月25日 令和元年度 肝疾患診療連携拠点病院 肝疾患相談支援センター関係者向け研学会（令和2年2月28日、29日）は延期いたします。

2020年2月14日 令和元年度 第2回連絡協議会及び医師・責任者向け研学会の資料を掲載しました。

2020年1月31日 国内で実施される臨床研究（試験）の情報を検索できるサイト「臨床研究情報ポータルサイト」をリンク集に掲載しました。肝炎に関する臨床研究（試験）情報も検索できます。（外部サイトにリンクします）

2020年1月24日 令和元年度 第2回 連絡協議会及び医師・責任者向け研学会を開催しました。

2019年12月17日 厚生労働省事務局「肝がん・慢性肝炎治療研究促進事業実施要綱及び実施要領」の改正について（運用の強化に伴うもの）を掲載しました。

2019年12月13日 「肝疾患診療連携拠点病院の現状と課題—肝炎情報センターによる拠点病院活動調査結果から」をプレスリリースいたしました。（外部サイトにリンクします）

2019年11月13日 肝疾患診療連携拠点病院の現状調査報告結果が更新されました。平成21年度～平成30年度分が掲載されています。

2019年10月29日 厚生労働省事務局「令和三年台版第10号に添う大冊による従来による従来者」

肝炎情報センター facebook

肝ナビ 肝炎診療ナビゲーションシステム

厚生労働省

肝疾患診療連携拠点病院の現状調査結果

**B型肝炎の教育資材**

肝炎体操

肝疾患に関する資料



医療従事者養成課程の方を対象とした、最低限知っておきたい知識

(診断・治療・感染予防・差別/偏見) について整理することを目的とした教育資材

## B型肝炎の教育資材

### これだけは知っておきたい B型肝炎ガイド

B型肝炎ウイルス感染者は世界で約2億4000万人、日本で約110万～140万人と推定され、世界最大級の感染症とも言われています。その病態は複雑で診断・治療は専門医が担当することが多いですが、一般医療従事者もB型肝炎の患者さんをケアする機会が日常的に少なくないと思われます。

本書「これだけは知っておきたいB型肝炎ガイド」は医療従事者の養成課程の方々を対象に、最低限知っておきたい事項の整理に役立てていただくことを意図して作られました。診断・治療のみならず、感染予防や差別・偏見の防止の教育も目的としています。

このガイドが皆様の知識の整理と、患者さんのより良いケアにつながることを願っています。

#### ○医学生向け（医学生/医師/歯学生/歯科医師）

1. 疫学
2. 自然経過
3. 診断
4. 再活性化
5. 感染予防
6. 治療

※ 医学生/医師・歯学生/歯科医師向け (PDF: 9.3MB)



#### ○看護師向け（看護学生/看護師/歯科衛生士）

1. 疫学
2. 自然経過
3. 診断
4. 再活性化
5. 感染予防
6. 治療

※ 看護学生・看護師・歯科衛生士向け (PDF: 9.3MB)



#### ○検査技師向け（臨床検査技師を志す学生/臨床検査技師）

1. 疫学
2. 自然経過
3. 診断
4. 再活性化
5. 感染予防
6. 治療

※ 臨床検査技師を志す学生・臨床検査技師向け (PDF: 9.4MB)



# 青少年のための「初めて学ぶ肝炎」

国の肝炎総合対策

肝炎情報センターとは

ユーザー別で探す

カテゴリー別で探す

資料庫

肝炎情報センターの  
ミッション(使命)

連携 — 肝疾患診療連携拠点病院とともに  
情報 — 肝疾患診療のソフトウェア・リソース  
研修 — 明日の肝疾患診療・相談業務に活かす

拠点病院と相談・支援センターを探す

ユーザー別で探す

一般・患者の方へ

保育関係者の方へ

高齢者施設の方へ

働く方へ

産業保健関係者の方へ

医療関係者の方へ

肝疾患診療連携拠点病院関係者の方へ

カテゴリー別で探す

センターの取り組み

全国の拠点病院の紹介と取り組み

都道府県・市町村の取り組み

病気について

医療・福祉の制度やサービス

日常生活の場での注意点

B型肝炎の母子感染について

関連重要通知・診療ガイドライン等

新着情報

研修会・連絡協議会

拠点病院の取り組み

一覧

- 2018年9月7日 厚生労働省事務連絡「平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災者に係る保険給付等の取扱いについて」を掲載しました。(PDF:183KB)
- 2018年9月7日 厚生労働省事務連絡「平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」を掲載しました。(PDF:129KB)
- 2018年9月6日 厚生労働省事務連絡「平成30年8月30日からの大雨による災害の被災者に係る保険給付等の取扱いについて」を掲載しました。(PDF:207KB)
- 2018年9月6日 厚生労働省事務連絡「平成30年8月30日からの大雨による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」を掲載しました。(PDF:127KB)
- 2018年8月14日 肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業に関する厚労省からのリーフレットについて情報提供いたします。指定医療機関は、別添付物が近くなりました。肝ナビ上で検索可能になる予定です。(PDF:234KB)
- 2018年8月3日 「参加型プログラム」誰でも簡単にできる肝炎体操」を公開しましたのでお知らせいたします。肝炎体操は久留米大学川口巧先生、橋田電英先生によって開発された運動プログラムです。広い場所を必要とせず、その場でできる運動で、背中、太もも、ふくらはぎを鍛える効果があります。
- 2018年7月26日 平成30年7月12日健研発0712第1号厚生労働省健康局がん・疾病対策課 肝炎対策推進室長通知「肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業の実施上の取扱いについて」が厚生労働省のホームページに掲載されています。(PDF:874KB)

肝炎情報センター  
facebook

知って、肝炎

肝ナビ  
肝炎医療ナビゲーションシステム

厚生労働省

参加型プログラム、誰でも簡単にできる  
肝炎体操

情報発信サポートツール  
イラストダウンロード

肝疾患に関する  
音訳資料

青少年のための  
「初めて学ぶ肝炎」

## 青少年のための「初めて学ぶ肝炎」：スタートページ

はじめに

本プログラムは、主に中学生を中心とした青少年が肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防し、その感染や患者の方々に対する偏見や差別をなくすことを目的としています。きちんと学ぶことにより、こうした病気に対する偏見や誤解に苦しんでいる人々を支えていく社会の一員になりましょう。

もちろん、青少年のみならず、多くのおみなさんにも理解してもらえるように、本プログラムは構成されていますので、親子でいっしょに学ぶなど、肝炎に対する理解がより多くのおみなさんに広がることを願っています。



プログラムの流れ

あなたは、肝炎ウイルスの感染に関して、どのくらい知っていますか。各問題に答えながら、学んでいきましょう。

スタート

・青少年のための肝炎ウイルスの感染予防教育プログラム：厚生労働科学研究費補助金 難病・がんなどの疾病分野の医療の実用化研究事業「肝炎ウイルス検査体制の整備と普及啓発に関する研究」（研究代表者：加藤真吾）

# B型肝炎患者による患者講義実施について

## B型肝炎患者による 患者講義実施について

**B型肝炎被害の教訓を語り伝え  
未来を担う生徒と一緒に人権を考える講義**

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団作成資料より引用

### 患者講義で学べること

生命の尊さを学ぶ

人間の尊重の意味を学ぶ

生徒の心に響く  
講義です！

私は、患者講義を全国各地で実施してきました(人権教育・特別講義・社会科など)。B型肝炎被害を学ぶことは、よりよい社会を実現し、将来の人権侵害を防止するために役立つものであって、有意義な教材となります。

また、B型肝炎ウイルス感染者の状況や偏見差別を恐れる気持ちを理解することも、あらゆる偏見差別の根絶のために役立つものであって、有意義な教材となるものです。

そして、これらの点は、患者や遺族の声を直接聞くことで、より深く理解することができるものです。患者講義を実施してみませんか。

#### 「患者講義」とは

「B型肝炎の患者・家族が、自分の体験を語ることを通じて、B型肝炎被害の実態や患者が抱える苦しみについて知ること、偏見・差別を解消し、同じ過ちを繰り返させないようにする取り組み」のことです。B型肝炎の正しい知識を知ってもらうとともに、患者・遺族の生の声をお伝えしています。

#### 講義を受けた感想



お話の中で、大切な人にB型肝炎患者であることを伝える時、たくさんの思いがあったとありました。私の身近にはB型肝炎患者の方はいませんが、障害を抱える人はいます。彼らも今回お話ししていただいているような思いを持っているのかと思うと、自分の行動はどうだったか不安になります。今後生きて行く上で、よく考えていきたいです。(中学生)

自分の周りにB型肝炎の人がいたら、他の人と同じように接したい。その人に聴くことを言う人がいたら、今日教わったことを話したい。(中学生)

話がとても心に残った。この話をもっといろんな人に知ってほしいと思った。(中学生)

その苦しみ、悲しみ、つらさを分かってくれたいです。B型肝炎になってもその人をすこく幸せにしたいし、助けたいです。(小学生)

B型肝炎にかかって苦しかったと思います。もし誰かがB型肝炎にかかったら、日本中、世界中でも私は助けたいです。(小学生)

## B型肝炎訴訟での私たちの取り組み

私たちは、40年という長期間にわたる集団予防接種時の注射器の連続使用によって、40万人を超える被害者がB型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎や肝硬変・肝がん等の症状や死に至ったことにつき国の責任を明らかにし、その被害回復や肝炎患者に対する恒久対策の進展等に向けて努力を続けてきました。



この問題については、2011年に私たちと国との間で締結された基本合意及び2012年成立の法律により、一定の解決の道筋ができました。

私たちは、受けた被害の教訓と被害回復に向けた取り組みを教育にも生かすため、全国各地の中学、高校を含む様々な教育機関で、患者、遺族の声を届ける活動を行っています。



#### 患者講義の実績

「患者講義」は、2014年から開始し、2021年末現在、様々な大学・高校・中学校等で、500回以上の講義を実施しました。これまで講義を受講した学生・生徒は、約50,000人です。これからの未来を担う生徒や学生に「患者講義」は大きな学びを与えています！！

#### 【実施例】

患者講義は、社会科(公民的分野)、保健体育科、総合的な学習の時間等において実施されています。いずれも患者や遺族の体験を直接聞くことで、人権尊重の精神の涵養等の学習効果が高まります。

- 患者・遺族の語り 20分
- 救済の道のりや社会制度の説明 20分
- 質疑 10分

集団予防接種の過程で起きたB型肝炎ウイルス感染は、大きな被害を生み、国家賠償訴訟や特別措置法の制定へと至りました。国家賠償訴訟を通じた救済の過程を学ぶことは、基本的人権や法の意義、日本の民主政治の仕組みなどの理解につながることが期待されます。

- 患者・遺族の語り 20分
- 適切な感染対策の重要性の説明 20分
- 質疑 10分

感染症の予防についてB型肝炎ウイルスを例に学ぶことが期待されます。

- 患者の状況や感染被害の背景の説明 20分
- 患者・遺族の語り 20分
- 質疑 10分

偏見や差別のない社会をつくるためにはどうしたらよいか、同じような被害を繰り返さないためにはどうしたらよいかを考えることが期待されます。

・実施場所: 貴校内、または貴校の指定した会場  
・実施時間・授業内容: 貴校のご要望に対応可  
・対象人数: 不問 ※学年、クラス数は問いません。1クラスから全校生まで対応可能です。



お問い合わせ先

厚生労働省 B型肝炎訴訟対策室

TEL: 03-5253-1111 (内線2101)  
FAX: 03-3595-2169  
E-mail: bkan-inochi@mhlw.go.jp

#### お申し込み方法

別添の「申込書」に必要事項を明記の上、左記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。派遣の日程調整等をさせていただきます。※派遣希望時期よりも余裕をもって申し込み願います。

# 副読本「B型肝炎いのちの教育」について

## ■副読本「B型肝炎いのちの教育」とは

- 副読本「B型肝炎いのちの教育」は、主に中学3年生を対象に、肝炎ウイルスの感染を予防し、その感染や患者の方々に対する偏見や差別をなくすこと、また、集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聴き、被害回復の過程を学ぶことにより、二度と同様の被害が起こらない社会の仕組みを考えることを目的として、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の協力を得て、作成した。

## ■副読本「B型肝炎いのちの教育」の活用のお願

- 文部科学省との連携の下、学校の先生方への普及を図る観点から中学3年生を担当する全教員等宛に送付。生徒分の送付については、各学校の希望により送付を行っている。また、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が活動の一環として行っているB型肝炎ウイルス感染被害者の講義（いわゆる「患者講義」）について、希望がある学校に対する派遣を実施している。
- 副読本のデータは厚生労働省HP（「B型肝炎訴訟」）に掲載している。冊子の活用に加えて、ダウンロードの上、データもご活用いただいても問題ない。

URL:[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html)

生徒用冊子



教師用冊子



## 8. 研究開発



# 肝炎研究推進戦略

## 【背景】

- 「肝炎研究10カ年戦略」により肝炎患者数減少や、肝炎治療実績の改善を認めたが、依然として課題が残されていることから研究の更なる推進の必要性があるとし、令和4年に「肝炎研究推進戦略」として再度取りまとめられた。
- 世界保健機関（WHO）は公衆衛生上の脅威としての肝炎ウイルスの排除達成を2030年までの目標として掲げていることを踏まえ、令和4年度からの肝炎研究の方向性を提示。

## 【戦略目標】

- ① B型肝炎  
核酸アナログ製剤治療による累積5年HBs抗原陰性化率を現状の約3%から5%まで改善。
- ② C型肝炎  
C型慢性肝炎、代償性肝硬変におけるSVR率を現状の約95%以上から100%まで改善。  
C型非代償性肝硬変におけるSVR率を現状の約92%から約95%まで改善。
- ③ 非代償性肝硬変  
2年生存率をChild Pugh Bについては現状の約70%から約80%、  
Child Pugh Cについては現状の約45%から約55%まで改善。
- ④ 肝がん  
年齢調整罹患率を現状の約13%から約7%まで改善。

# 現在実施中の研究一覧

## 肝炎等克服政策研究事業

研究 類型	開始 年度	終了 年度	研究者等名	所属研究機関	採択課題名
一般	R3	R5	金子 周一	金沢大学医薬保健研究域医学系	ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制構築に資する研究
指定	R3	R5	四柳 宏	東京大学医科学研究所先端医療研究センター	オーダーメイドな肝炎ウイルス感染防止・重症化予防戦略の確立に資する研究
一般	R4	R6	田中 純子	広島大学大学院医歯薬保健学研究院 疫学・疾病制御学	全国規模の肝炎ウイルス感染状況の把握及びウイルス性肝炎 eliminationに向けた方策の確立に資する疫学研究
<b>新</b> 指定	R5	R7	小池 和彦	東京大学 医学部附属病院	肝がん・重度肝硬変の医療水準と患者のQOL向上等に資する研究
<b>新</b> 一般	R5	R7	是永 匡紹	国立国際医療研究センター・肝炎免疫研究センター	肝炎ウイルス検査受検率の向上及び受診へ円滑につなげる方策の確立に資する研究
<b>新</b> 指定	R5	R7	考藤 達哉	国立国際医療研究センター・肝炎免疫研究センター	指標等を活用した地域の実情に応じた肝炎対策均てん化の促進に資する研究
<b>新</b> 指定	R5	R7	松岡 隆介	国立感染症研究所	肝炎等克服政策研究事業の企画及び評価に関する研究
<b>新</b> 指定	R5	R7	江口 有一郎	医療法人 ココメディカル ココメディカル総合研究所	多様な病態に対応可能な肝疾患のトータルケアに資する人材育成及びその活動の質の向上等に関する研究
<b>新</b> 指定	R5	R7	八橋 弘	長崎医療センター	様々な生活の場における肝炎ウイルス感染者の人権への望ましい配慮に関する研究

## 9. 特別措置法等について

# 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の概要

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の全体的な解決を図るため、当該連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等を対象とする給付金等を支給するため、所要の措置を講ずるもの。(平成24年1月施行。令和3年度改正法(6月18日公布・施行)により、令和8年度末まで延長)

## 1. 対象者

- (1) 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種等における注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等(特定B型肝炎ウイルス感染者)
  - (2) 対象者の認定は、裁判上の和解手続等(確定判決、和解、調停)において行う。
- ※ 給付金等を受けるためには**提訴する必要**がある。

## 2. 特定B型肝炎ウイルス感染者を対象とする給付金等の支給

- (1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金：  
※ 支給事務は、社会保険診療報酬支払基金が実施。

① 死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3600万円	②除斥期間が経過した死亡・肝がん・肝硬変(重度)	900万円
③ 肝硬変(軽度)	2500万円	④除斥期間が経過した肝硬変(軽度)	600万円(300万円*)
⑤ 慢性B型肝炎	1250万円	⑥除斥期間が経過した慢性B型肝炎	300万円(150万円*)
⑦ 無症候性持続感染者	600万円	⑧除斥期間が経過した無症候性持続感染者	50万円

\*現にり患しておらず、治療を受けたこともない者に対する給付額

※ 訴訟手当金として、**弁護士費用(給付金の4%)**、検査費用を支給。
- (2) 追加給付金：(1)の受給者について、病態が進展した場合、既に支給した金額との差額(②、④、⑥及び⑧は全額)を支給他に、⑧については、定期検査費等に係る一部負担金相当等を支給

## 3. 請求期限

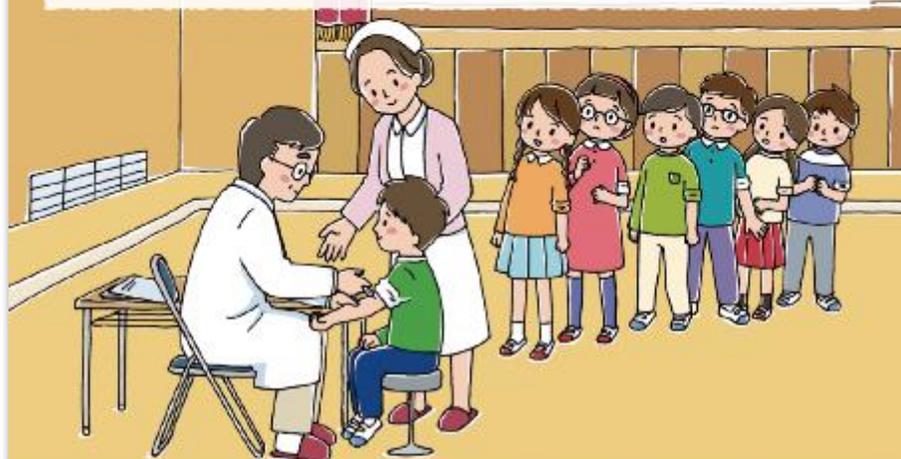
- ・令和9年3月31日までに提訴(和解日等から1か月以内に請求)
- ・なお、追加給付金は、病態が進展したことを知った日から5年以内に請求(新規の提訴は不要)
- 定期検査費等は、当該検査等を受けたときから5年以内に請求(新規の提訴は不要)

## 4. 費用及び財源

- ・社会保険診療報酬支払基金に基金を設置し、政府が資金を交付。
- ・政府は、平成24年度から令和8年度までの各年度において支払基金に対して交付する資金については、平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保(法附則)。

# ポスター・リーフレットの配布

昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間、  
満7歳になるまでに、  
集団予防接種を受けたことがある方へ。



上記期間の集団予防接種等の注射器連続使用で  
B型肝炎ウイルスに感染した方には、病態区分に応じ、  
給付金等が支給される場合があります。

詳しくは

厚生労働省ホームページ

B型肝炎訴訟

検索



給付金の対象となる方や受け取るための手続に関する資料を掲載しています。

感染しているかどうかを調べるために  
肝炎ウイルス検査を受けましょう。  
採血だけなので短時間で終わります。  
詳しくは、最寄りの保健所、お住まいの市区町村、  
報道関係にお問い合わせください。

また、相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。



厚生労働省 電話相談窓口  
[年末年始を除く平日9:00～17:00]

03-3595-2252

我が国では、出生時の母子感染の他、昭和60年代初頭までに集団予防接種などの際に行われていた注射器の連続使用が原因で、多くの方がB型肝炎ウイルスに感染したと見込まれています（最大で40万人以上が集団予防接種等により感染した可能性があります）。

以下の条件に当てはまる方は、一定の手続によって国からの給付金を受け取ることができます。

給付金対象者は以下の4つの条件を満たす方です

- B型肝炎ウイルスに持続感染している方
- 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方
- 昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、集団予防接種を受けた方
- 集団予防接種以外の感染原因(母子感染・輸血等)がない方
- 給付金対象者から母子(父子)感染している方や、給付金対象者の相続人も対象となります。

集団予防接種とB型肝炎ウイルス感染との因果関係が認められた方には、病態区分に応じ、以下の給付金等が支払われます。

## 主な給付金等の内容<sup>※1</sup>

※1 下記の病態に応じ、死亡や肝臓がん、慢性肝炎等の発生が認められる場合、給付金等の額が変更される場合があります。

死亡・肝がん・肝硬変(重症)	3,600万円	20年以内の診断を確定した方(1)に限り、死亡・肝がん・肝硬変(重症)	400万円
肝硬変(軽症)	2,500万円	(肝臓がん・肝硬変(重症)・慢性肝炎)	800万円(300万円)
慢性肝炎	1,250万円	慢性肝炎	100万円(150万円)
無症状性キャリア <sup>※2</sup>	50万円	無症状性キャリア	50万円

※2 肝臓の腫瘍発生を認めている方については、800万円

## 給付金を受け取るための手続

給付金を受け取るためには、救済要件を満たしていることと、病態を証明するため、医療機関などから必要な証拠を収集していただき、国を相手とした国家賠償請求訴訟を提起していただく必要があります。裁判上の和解手続により、救済要件を満たしていることが証拠から確認できた方には、給付金をお支払いします。

詳しくは

厚生労働省ホームページ

B型肝炎訴訟

検索

※ これらの一環の手続の一部または全部が弁護士に依頼することができます。(弁護士に依頼し、和解が成立した場合には、給付金額の4%相当分が訴訟手当金として別途給付されます。)弁護士については、「B型肝炎 弁護士」で検索できます。また、厚生労働省ホームページに各県の弁護士会の連絡先へのリンクを掲載しています。

# B型肝炎訴訟に関する資料、問い合わせ先

<訴訟（和解手続等）に関する照会先>

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課 B型肝炎訴訟対策室

電話相談窓口：03-3595-2252（直通）

受付時間：午前9時から午後5時まで

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

厚生労働省ホームページ【B型肝炎訴訟について】

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html)

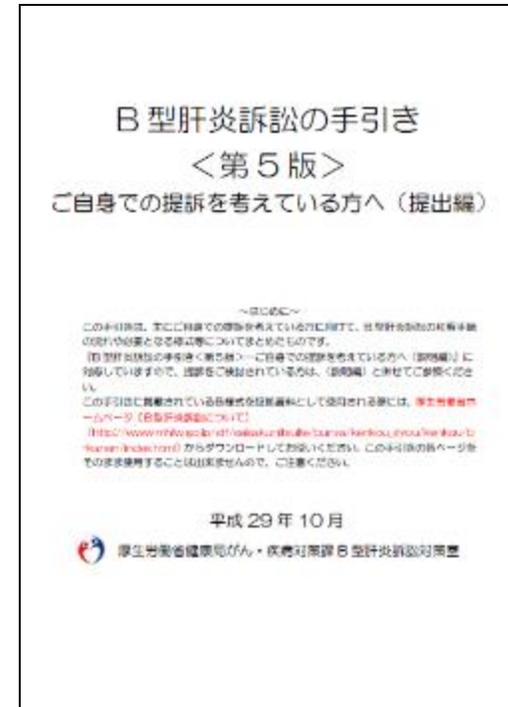
B型肝炎訴訟の手引き（第5版）

ご自身での提訴を考えている方へ（説明編・提出編）

内容：提訴時に必要な証拠書類の収集方法（説明編）

提出書類の様式集、訴状見本（提出編）

（医療機関向け）覚書診断書作成にあたってのお願い（提出編） など



<和解後の給付金等の請求手続に関する照会先>

社会保険診療報酬支払基金 給付金等支給相談窓口

電話：0120-918-027（直通）

受付時間：午前9時から午後5時まで

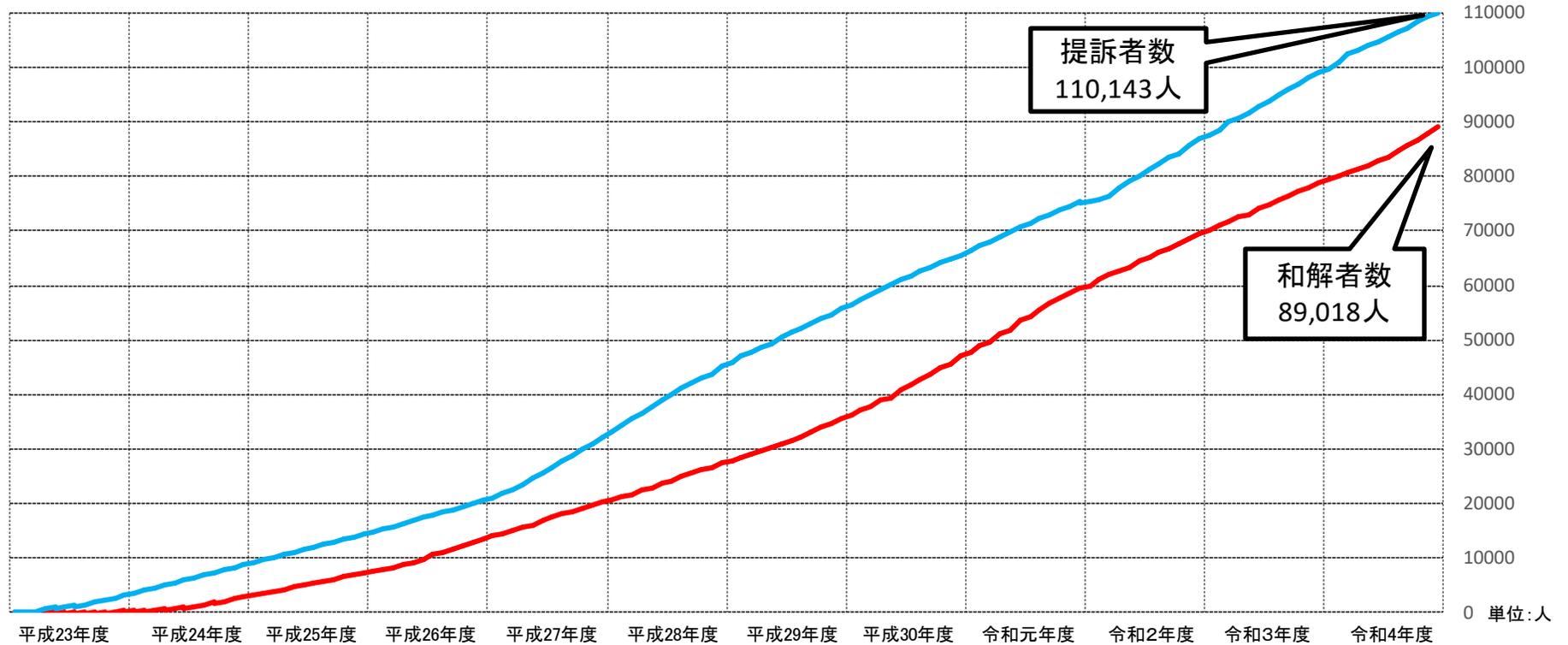
月～金曜日（祝日、年末年始を除く）

社会保険診療報酬支払基金ホームページ

<http://www.ssk.or.jp/jigyonaiyo/kanen/index.html>

# B型肝炎訴訟提訴者数及び和解者数の推移(累計)

(令和5年3月末時点)



	R04年 4月	R04年 5月	R04年 6月	R04年 7月	R04年 8月	R04年 9月	R04年 10月	R04年 11月	R04年 12月	R05年 1月	R05年 2月	R05年 3月
— 提訴者数	99,633	101,093	102,418	103,139	103,948	104,833	105,731	106,617	107,321	108,310	109,291	110,143
— 和解者数	79,343	80,025	80,674	81,345	81,909	82,940	83,659	84,688	85,609	86,767	87,743	89,018

## ※各年度の提訴者数・和解者数

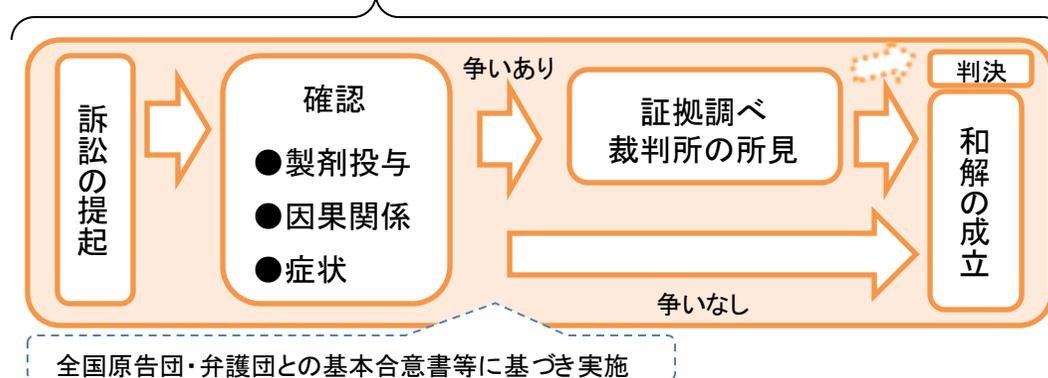
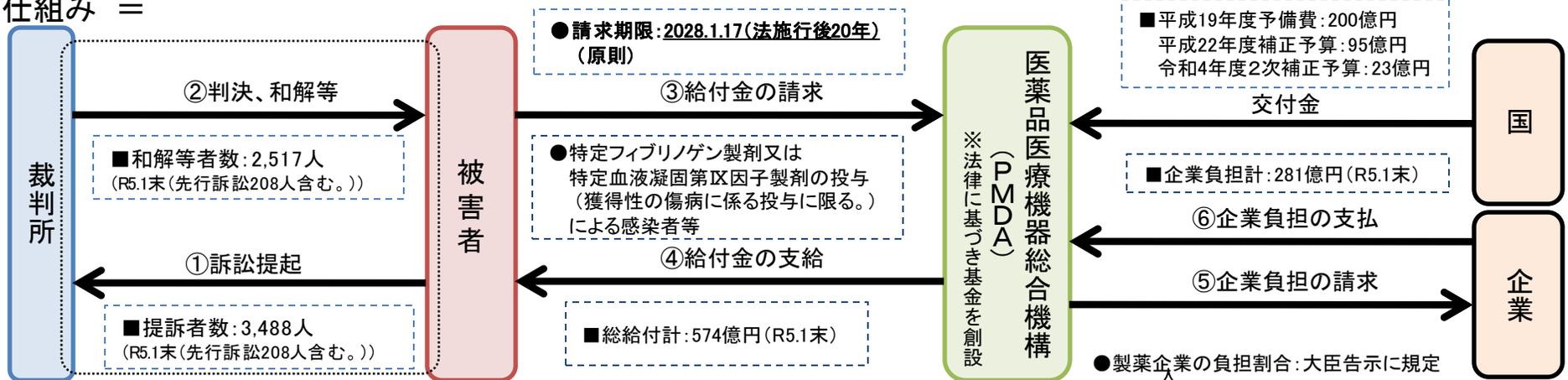
	H24年3月 (平成23年度末)	H25年3月 (平成24年度末)	H26年3月 (平成25年度末)	H27年3月 (平成26年度末)	H28年3月 (平成27年度末)	H29年3月 (平成28年度末)	H30年3月 (平成29年度末)	H31年3月 (平成30年度末)	R2年3月 (令和元年度末)	R3年3月 (令和2年度末)	R4年3月 (令和3年度末)	R5年3月 (令和4年度末)
— 提訴者数	3,209	5,486	5,614	6,165	11,651	12,944	10,680	9,788	9,894	11,391	12,200	11,121
— 和解者数	249	2,654	4,367	6,255	6,792	7,063	8,037	11,551	12,666	9,813	9,440	10,131

# C型肝炎特別措置法に基づく給付金の請求について

## ■ C型肝炎救済特別措置法とは

- C型肝炎訴訟は、5つの地方裁判所で、製薬企業や国が責任を負うべき期間や製剤の種類等の判断が分かれたことから、感染被害者の製剤投与の時期を問わない早期・一律救済の要請にこたえるべく、議員立法により施行（平成20年1月16日）。
- 特定の血液製剤（特定フィブリノゲン製剤、特定血液凝固第Ⅸ因子製剤）の投与を受けたことによって、C型肝炎ウイルスに感染された方又は相続人に対し、症状に応じて給付金を支給。給付金の支給後20年以内に症状が進行した場合、差額を追加給付金として支給。  
【給付内容】肝がん・肝硬変、死亡（劇症肝炎等に罹患した場合を含む）：4,000万円 慢性肝炎：2,000万円 無症候性キャリア：1,200万円
- 給付を受けようとする者は、国を相手方とする訴訟を提起し、給付対象者であることを裁判手続の中で確認。確認されたら証明資料（判決、和解等）と併せて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に請求を行う。  
請求又はその前提となる訴えの提起等は、**2028年(R10年)1月17日まで(法施行後20年)**に行わなければならない。

## ＝ 仕組み ＝



製薬企業	製剤名	投与時期割合
田辺三菱製薬	<b>特定フィブリノゲン製剤</b> (フィブリノゲン-BBank、 フィブリノゲン-ミドリ、 フィブリノゲン-ミドリ、 フィブリノゲン-HT-ミドリ)	S60.8.21～S62.4.21 10/10
		S62.4.22～S63.6.23 2/3
日本製薬 (武田薬品工業へ承継)	<b>特定血液凝固第Ⅸ因子製剤</b> (コーナイン、クリスマシン、 クリスマシン-HT)	S59.1.1～ 10/10
		S59.1.1～ 10/10

**51**

# 身体障害者手帳における肝臓機能障害の認定基準の見直し

## 見直しの経緯

- 従来は、肝臓機能障害の認定対象は、チャイルド・ピュー分類C（※）が対象
- 患者団体より「チャイルドピュー分類Cは厳しすぎ、チャイルド・ピュー分類Bであっても日常生活の制限の実態がある」とのご意見
- 平成27年5月から「肝臓機能障害認定基準に関する検討会」を開催し、平成27年9月検討会報告書のとりまとめ → 基準の見直し

※血液検査等の値に応じた点数による国際的な肝臓機能障害の重症度分類で、3段階（A、B、C）のうち、最も重症であるグレードCに該当する患者が対象。

## 見直し [平成28年4月1日施行]

### 【認定対象】

- チャイルド・ピュー分類Cから分類Bに拡大

### 【1級・2級の要件の緩和】

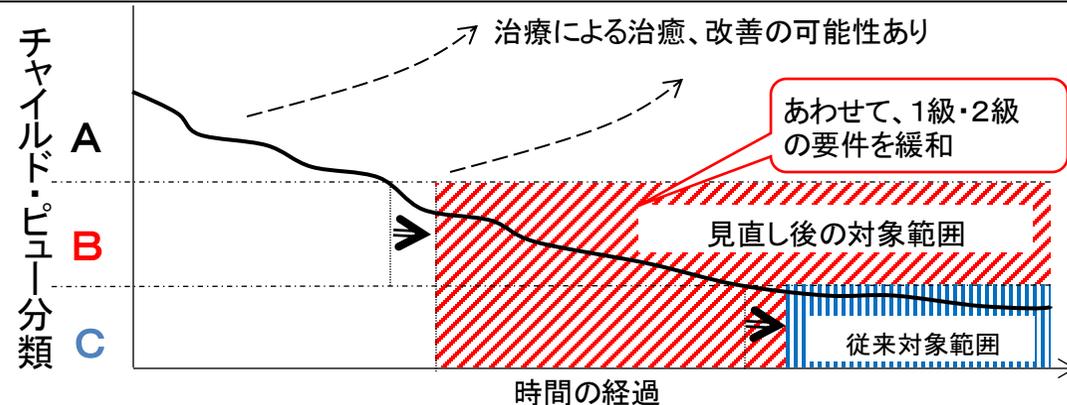
- 日常生活の制限にかかる指標の見直し

血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち1項目以上が3点

肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上

### 【再認定の導入】

- 1年以上5年以内に再認定（チャイルド・ピュー分類Bの場合）



## 障害認定に関する関係機関

- 都道府県、指定都市、中核市[認定機関]
  - ・基準の見直しの趣旨を踏まえた認定
  - ・関係機関、住民への基準の見直し内容の周知
- 指定医
  - ・基準の見直しの趣旨を踏まえた診断書・意見書の作成
- 指定都市、中核市以外の市町村[窓口]
  - ・関係機関、住民への基準の見直し内容の周知
- 医療機関
  - ・肝炎拠点病院、専門医療機関、かかりつけ医それぞれの立場での基準の見直しの趣旨を踏まえた対応
  - ・患者への基準の見直し内容の周知

## （参考）新規認定の状況

		総数	1級	2級	3級	4級
↑ 施行前	平成27年度	1,036	650	239	81	66
	平成28年度	2,515	986	812	400	317
↓ 施行後	平成29年度	1,904	758	580	307	259
	平成30年度	1,808	701	568	254	285
	令和元年度	1,810	629	585	276	320
	令和2年度	1,419	529	444	202	244
	令和3年度	1,450	542	463	206	239

今後とも日本の肝炎対策に、  
何卒ご協力をよろしくお願い申し上げます。

